

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	中村桂君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	澤島精次君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	高木一幸君
会計管理者兼 会計課長	中島健司君	消防主任	高木誠君
教育長	渡辺眞悟君	学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	多和田敦君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、12番 栗田利朗君、1番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私のほうからは、3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、垂井町の人口減少対策についてでございます。

昨今、人口減少については、垂井町のみならず、岐阜県、全国においても重要な課題の一つであります。出生、死亡といった自然動態、転入される方をいかにふやし、転出される方をいかに抑えるか、社会動態については非常に難しいところであると思っております。

この中には、少子化問題も含まれることはもちろんでございます。そこで、垂井町の将来に向けて、人口減少をどこまで食いとめることができるか。ことしは国勢調査の実施の年でもあります。人口増加を期待いたすところでございますけれども、先般、広報「たるい」9月号に人口減少時代を迎えてということで、18歳から49歳までの方を対象としたアンケート調査や結果やワークショップの意見が掲載されておりました。その中で、約8割の方が垂井町に愛着があるという結果報告でありました。

そこで、今後の取り組み方や考え方についてお伺いをしたいと思います。

まず1つ目でございますが、人口減少に対する現状認識及び取り組むべき課題として、1つ目としては、人口が流出する原因は何であるかを分析しておられるのか。2つ目は、定住者がふえない要因は何であるかということ进行分析されておられるか。3つ目としては、将来、人口が減少することによる町民への影響は何と考えるか。

2つ目としては、人口減少の歯どめの対策についてとして、1つ目は、人口減少の歯どめ対策として、具体的に上げられる事業等はあるかどうか。2つ目としては、これは仮称でございますけれども、人口減少問題対策会議など、町全体で取り組む考えはあるのか。3つ目といた

しましては、人口減少対策の担当部署はどこになるのかをお伺いしたいと思います。

それから2点目でございますけれども、公職選挙法改正、18歳選挙権についてでございますけれども、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法改正が成立いたしました。来年の夏の参議院選挙から実施されることになったわけでありまして、現在、政治や行政への関心の低さから、選挙の投票率の問題は全国的に危機であり、とりわけ若者の政治離れが深刻化している状況にある中の改正ですけれども、歓迎すべき法改正とも思われます。今後、未成年者が有権者として加わることもかなりあり、学校現場において選挙についての主権者教育の啓発活動の強化が欠かせないものになるのではないかと考えます。

18歳以上の若者の選挙権については、他町へ就職、または大学へ入学のため出ていく場合に住民票のみ垂井町に置いておく場合などのケースがあり、なかなか投票率の増加は難しいのではないかと考えられます。そこでお尋ねします。

1点目といたしまして、選挙権が満18歳以上となりますが、増加する有権者とその影響、課題等についてはどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。2点目といたしましては、県の教育委員会と協議をしていただき、町内の高校生、つまり不破高生を対象とした出前授業、あるいは架空の選挙をもとにした公開討論会、あるいは模擬選挙の実施など、選挙への関心を高める啓発活動を行うべきと考えますが、その見解をお伺いしたいと思います。3点目といたしましては、将来の有権者となる小・中学生に対しても、主権者教育を充実させる議論もありますが、町の教育委員会並びに町の選挙管理委員会はどのように取り組んでいこうとされるのか、見解をお伺いしたいと思います。

続いて3点目でございますけれども、認知症の早期発見と在宅介護支援についてでございます。

認知症は、どうせ治らない病気だから、医療機関に行っても仕方がないと考えている人が意外に多いようでございます。しかし、障がいの軽いうちに障がいが重くなったときの後見人を自分で決めておくなどの準備や手配をしておけば、認知症であっても自分らしい生き方を全うすることが可能であると思われまます。認知症の早期発見と在宅支援を医療と介護の両面で支える体制づくりが必要ではないかと思われまます。

そこでお尋ねをいたします。

1点目といたしまして、認知症の早期発見のための施策はとられているのか、お伺いしたいと思います。2点目といたしまして、認知症と診断された場合、その後の相談体制にはどのような窓口があるのか。また、そのようなことについての広報体制はどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。最後に、相談後の介護支援について、町としてどのような体制がとられているのかをお伺いします。

以上3点について、御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） おはようございます。

それでは、乾議員の1つ目の質問でございます。垂井町の人口減少対策について答弁をさせていただきます。

今年度、垂井町において国のまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、人口ビジョン及び本年から平成31年までの5年間を計画期間とする総合戦略の策定に現在取り組んでいるところでございますが、その分析結果及び事業内容を踏まえてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1つ目の人口減少に対する現状認識及び取り組むべき課題についてのその中の1点目でございます。人口が流出する原因は何であると分析しているのかについてでございますけれども、垂井町の最近の社会動態の状況については、平成20年以降、転出者が転入者を上回り、社会減の状態が続いています。その背景には、10代から30代の男性・女性ともに進学・就職・結婚を理由とした大幅な転出超過が社会減の主な要因となっております。特に今年度、総合戦略を策定する上で実施した町民アンケート調査においても、学生の就職先の希望として80%の方が町外を希望しており、町外のほうが仕事の選択肢が多い、町内には希望する仕事がないといった理由により、大垣市、岐阜市、名古屋市を含む愛知県などへ転出する方が目立っております。

以上のことから、若い世代において仕事を求め、都市部へ転出することが町の人口流出に大きく影響しているのではないかと分析しております。

2点目でございます。定住者がふえない要因は何であると分析しているのかについてでございますが、先ほど若い世代の男性・女性が進学・就職・結婚を機に県外へ転出する方が多いと申し上げましたけれども、転出後も再び垂井町に戻られる方が少ないことから、こういったことが定住者がふえない要因の一つであると分析しております。

3つ目の質問でございますけれども、将来、人口が減少することによる町民への影響についてでございますけれども、人口が減少することにより、経済規模が縮小し、税収の低下が予想されます。特に当町においては、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が予想されることから、この影響は著しいものであると考えております。

また、生産年齢人口が減少し続ける一方で、65歳以上の高齢人口はふえ続けることから、生産年齢人口が負担すべき社会保障等の割合が大きくなると予想され、これにより財政は硬直化し、これまでどおりの行政サービスの提供が困難になるということが考えられます。

次に、2つ目の減少歯どめの対策についてということで、その中の一つ、人口減少歯どめ対策としまして、具体的に掲げられる事業の有無ということでございますけれども、現在策定を進めております総合戦略としまして、1. 雇用、2. 交流、3. 子育て・福祉、4 番まちづくり、5 番広域連携のこの5つを大きな体系として総合的に事業を実施していきたいと考えております。特に人口減少抑制のもととなる雇用及び子育て・福祉については、重点体系と位置づけ、雇用については既存企業への支援及び企業誘致を進めることで、新たな雇用の場を創出、

町内での仕事の選択肢をふやし、若年層の流出抑制を図ります。

また、子育て・福祉につきましては、出会いの場の創出により、未婚化・晩婚化の解消、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援により、出生者数の増加を図りたいと考えております。

2つ目でございます。人口減少問題対策会議を設置し、町全体で取り組むべき考えがあるのかという御質問でございますけれども、現在、副町長を委員長として関係課長を委員とする垂井町まち・ひと・しごと創生検討委員会及び町職員によります垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進プロジェクトチームを設置するとともに、町職員から提案を募りながら、人口ビジョン及び総合戦略の策定に取り組んでおります。また、その戦略の策定及び推進に当たりまして、広く関係者の意見を反映させるため、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を立ち上げ、進めているところでございます。引き続き、その体制により町の人口減少問題に取り組んでいきたいと考えております。

3つ目でございます。人口減少対策の担当部署はどこかという御質問でございますけれども、この人口ビジョン及び総合戦略の推進の窓口は企画調整課ではありますが、人口減少につきましては、町が抱える大きな懸案事項の一つでもあることから、総合的な戦略を推進していくためには、庁内各課が連携を密にしながら進めていくことが大事であると考えていることから、特に担当部署をどこかの課にという位置づけるものではなく、庁内全体で人口減少に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 乾議員の第2点目でございます公職選挙法改正の関連について、私どものほうから御回答申し上げたいと思います。

3点ほど御質問が、提案がなされております。まず1点目の選挙権が18歳になることからによりますその影響、課題についてでございますが、近年、全国的に投票率が低下いたし、とりわけ若い世代では顕著になっておるところでございます。選挙権年齢を18歳以上に引き下げること、さらに投票率が低下するのではないかと懸念されている状況でございます。

有権者の拡大につきましては、喜ばしいことと考えておりまして、議員と意を同じにするところでございますが、その一方で、低投票率への対応を十分に行っていく必要があると、そのように認識をいたしておるところでございます。

そこで、年齢引き下げによります影響、課題についてでございますが、入場券の印刷費用など、関連経費で若干増加するものと思われるところでございますが、特にシステム改修におきましては、今年度中に対応する必要が出てまいりますので、非常にタイトなスケジュールの中、議会に対しましても予算措置のお願いをしていく予定でおります。よろしく願いいたします。

次に2点目の啓発の関連についての御回答でございますが、総務省と文部科学省が協力いたしまして、学校現場におけます政治や、あるいは選挙に関する学習内容の一層の充実を図るた

め、高校生向けの副教材や教師指導用のテキストを作成いたし、全ての高校に来る秋ごろに配付が予定されておるところでございます。高校の授業や、模擬投票などを行う際には、投票箱などの選挙資材を貸し出すことや、あるいは出前講座についても周知を図ってまいりたいと、そのように考えております。引き続き、国、あるいは県と連携いたしながら、新たな啓発のあり方などの調査・研究を行いつつ、投票率の向上に努力してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りたいと存じます。

次に3点目の小・中学生に対します主権者教育の充実におきましても、これを補完するためにも高校に対する啓発と同様に、選挙資材の貸し出し、あるいは出前講座について周知を図りまして、垂井町教育委員会と連携しながら推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 乾議員の第2点目の公職選挙法改正、18歳選挙権についてのうち、3点目の将来の有権者となる小・中学生に対しての主権者教育の充実につきましてお答えさせていただきます。

主権者教育につきましては、まず小学校においては6年生の社会科学習、中学校においては3年生の公民の学習を充実させていきます。

小学校の学習では、国民生活には地方自治体や国の政治の働きが反映していることを調べることによって、我が国の政治が国民生活と密接な関係を持っていることや、政治は国民の願いを実現し、国民生活の安定と向上を図るために大きな働きをしていることを国民主権と関連づけて考えることができるようにしております。このとき、学習が抽象的にならないよう、例えば子育て支援にかかわる具体的な事業を取り上げて、町役場が実情を調べ、町民の願いを取り入れながら必要な施策を決定し、国と協力して計画的に実行していることを調べるなど、具体的な事例を取り上げるようにしております。また、昨年度も町議会の見学を行った学校がありましたが、見学や調査活動を行い、具体的に調べるようにしております。

中学校では、特に民主政治と政治参加の学習において、自治とは何か、議会制民主主義を取り入れているのはなぜか、民主政治をよりよく運営していくためにどのようなことが必要かについて理解させたり、政治に参加することの意義について考えさせたりしております。特に選挙の意義については、主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義を考えさせます。このとき、投票率の低下など、具体的な事例をもとに選挙の課題について考えるようにします。また、垂井町の問題を調べ、その問題の解決のためにどのようなまちづくりが行われているか調べるだけでなく、自分たちにできる政治参加について考えるようにしております。

また、社会科の学習における民主主義に関する理解をさらに深めるために、特別活動で行われる学級での話し合い活動、生徒会選挙などの生徒会活動についても充実させます。社会科の授業と特別活動をかかわらせて指導することで、政治参加の意義理解を深め、政治参加への態度を育てます。さらに、家庭学習に新聞記事に対する自分の考えをまとめるという課題を出し、ふだんから政治を含めた世の中の動きに関心を持つよう指導していきますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 乾議員の質問のうち、健康福祉課所管に係ります3番目の認知症の早期発見と在宅介護支援について、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに1点目の、認知症の早期発見のための施策はについてですが、認知症の早期発見の多くは、家族や地域の人々の気づきによるものです。そこで、家族や地域の人々が早く認知症と気づいてもらうために、当町では認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、また認知症専門員による認知症町民講座や認知症がわかる会などを開催し、認知症患者の症状や対応などについて理解を深めてもらうための啓発事業を行っております。

続きまして2点目の、認知症との診断後の相談窓口についてですが、医療としての窓口については基本的に町内外にある医療機関となるわけですが、町内においては認知症サポート員が1名、そしてかかりつけ医、認知症対応力向上研修修了の医師が5名いらっしゃいます。また、介護などの支援が必要な方については、地域包括支援センターを中心とした町内の在宅介護支援センターの3事業所において相談業務を行っているほか、毎月1回保健センターにおいて認知症に関する巡回相談を実施しているところです。また、これらの広報につきましては、町の広報紙である広報「たるい」において募集コーナーや地域包括支援センターのコーナーにおきまして掲載し、住民の皆さんに周知を図っているところでございます。

続きまして3点目の介護支援について、町としてどのような体制かについてですが、認知症患者の多くは運動麻痺、高血圧症、糖尿病、低栄養など、さまざまな身体症状や疾患をあわせ持つ傾向があります。そのため、在宅生活に支障を来す場合については、介護保険制度を活用し、居宅サービスの提供、また在宅が困難な場合については、現在町内に4事業所あります認知症対応型のグループホームでの受け入れ等の体制が整っております。なお、介護保険法に掲げます認知症総合支援事業ですが、これは認知症の症状を予防するための総合的な支援を行う包括的事業でありまして、平成30年度までに全市町村で実施することとなっておりますので、その実施に向けまして、認知症地域支援推進員の設置等による体制を整えまして、認知症に対しての施策をさらに推進していく所存でございます。

以上、乾議員からの質問、認知症の早期発見と在宅介護支援についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 1 番 太田佳祐君。

〔1 番 太田佳祐君登壇〕

○1 番（太田佳祐君） では、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を開始したいと思います。

今回の議会では、垂井町がいつまでも活気あふれる町であるために、大きく2つの点に関して御質問を差し上げたいと思います。

1点目は、現在の町をより活気ある町にするための観光事業、今回は道の駅に関してお伺いいたします。2点目は、30年後も50年後も活気ある町であり続けるための少子化対策に関してです。それでは、よろしくお願ひいたします。

まずは1点目、観光事業の中でも道の駅に関してお伺ひしたいと思います。細かく2点に分けて御質問させていただきます。

垂井町では、平成17年に道の駅構想を立ち上げて、6カ所の候補地の選定を行いました。しかし、10年の月日が流れた今でも、構想が前進したという話は聞きません。平成25年の第4回定例会にて、先輩議員が同様の質問をされましたが、当時の回答ではまだ計画は生きている、平成17年の構想を検討のための基礎資料としたいという内容でしたが、それは現在でも変わらない方針でしょうか。これが1点目です。

2点目は、道の駅を含めた観光施設を活用した町内での消費促進に関してです。

10年前の道の駅構想が立ち上がった時期と、現在の環境は大きく変わっています。特に観光に関しては、2020年開催の東京オリンピックの決定に伴い、外国人を初めとした観光客の増大が見込まれ、その必要性が大きく取り上げられています。特に観光分野は、定住人口が減る中で、自治体の市場規模を維持する中で重要な要素として注目されていますが、観光が注目されるのは、観光客がその地で消費する金額が魅力的だからだと考えています。

つまり、観光というのは、その地で消費できる場所があって初めて産業として成り立ちます。昨年には、岐阜県が主体となって、隣接の自治体である関ヶ原町の古戦場を観光地化する関ヶ原グランドデザインを立ち上げ、10月4日には関ヶ原駅前観光交流館が完成し、観光情報の発信と物販を行います。

しかし、垂井町を見てみると、観光資源は豊富にありながらも、消費をする地点が限られております。特に町外から来訪する場合、大型バスをとめて観光できるようなポイントが少なく、土産物をまとめて購入できる施設がないので、大量の消費が見込める団体客を取り込めません。また、自家用車で訪れても、どこで土産を買えばいいのかわからない状態です。

観光協会では、観光協会会員の商店の一覧を観光マップに記載して配布していますが、消費者の心理としては、多様な土産を1カ所の店でまとめて購入したいという思いがあります。この購買者心理は、近年の個々店舗展開型の商店街の衰退と郊外型ショッピングモールの普及により、以前よりも強くなっています。つまり、現状のように個々に店舗が分散している状況では、幾ら観光客が町を訪れたところで、消費が促進されずに市場として成立しません。

こういった環境の中で、観光分野での町内の消費促進の方向性に関してを2点目にお伺いしたいと思います。今までどおり、観光協会や民間企業の企業努力に任せるのか、それとも道の駅を立ち上げるのか、はたまたPPPやPFIを導入して新たな施設を建設するのか、その方向性を、町としての観光分野における消費促進の方向性をお聞かせください。

大きく分けて2つ目は、少子化対策と出産支援制度に関してです。細かく分けて4点の質問をさせていただきます。

1つ目に、出生率が低い理由を垂井町としてはどう分析しているかをお伺いしたいと思います。平成24年の日本全国の出生率、これは人口1,000人当たりの出生率は8.2、岐阜県全体では8.1という数字の中で、垂井町は7.4と大きく割り込んでいます。この要因が何であると分析しているか、1問目として御回答をお願いいたします。

2つ目に、出生率を上げるための政策についてです。

平成27年3月に策定されている子ども・子育て支援事業計画では、産後の子育ての支援に関しては数多く立ち上げており、特に教育・保育施設を充実させて就労と育児の両立ができるようなサービスに力を入れています。それは非常によいことだと考えておりますが、そもそも出生率が上がらないと子育て支援は意味をなさないと考えています。事実、垂井町のゼロ歳から11歳の児童人口は、町の試算でも平成22年の3,284人から平成31年には2,846人に減少の見込みとなっています。また、若者の晩婚化が進む中で、そもそも町内での婚姻数をふやす政策を上げる必要もあると考えています。

ここで伺いたいのは、出生率の向上に関してです。平成14年の12月に共同通信社によって実施された全国市長アンケートでは、約8割の市町村長が出生率の数値目標の設定に前向きであり、全国1,742自治体のうち80の自治体では既に出生率に対する目標値が設定されています。こうした中で、第2問として、出生率向上のための政策と出生率の目標設定に関して、今後の町としての方針を聞かせてください。

3点目です。先ほど述べた子ども・子育て支援事業計画では、出産前の支援として、健康診査の充実、不妊治療の相談・助成の2点を計画としていますが、それ以外の産前産後の妊婦の方への支援は計画していないのでしょうか。国も、子育て世代包括支援センターを整備し、産前産後の女性のケアの充実を行っていくと発表しています。また、各自治体もさまざまな支援を行っています。先進的な事例では、愛知県名古屋市長久手市で実施されている産前産後ヘルプ事業、東京都千代田区の妊婦へのタクシーチケット配付などがあり、各市で広く行われている事例として、現物の新生児誕生祝いの支給や第2子、第3子の出産祝い金などが上げられます。第2子、第3子への出産祝い金の支給に関しては、先輩議員も以前同様の質問をされていますが、価格競争になることもあるといった理由から実施をされてきませんでした。しかし、ほかにもさまざまな出産支援がある中で、垂井町として直接的な出産支援制度がありません。出産支援に努力を傾ける自治体がある中で、垂井町の出産支援に関する考え方や方向性をお伺いしたいと思います。これが3点目です。

関連して、これは要望ですが、現在不破郡には産婦人科が一つもない状況ですので、ぜひとも産婦人科の誘致をお願いしたいと思っております。すぐには難しいかもしれませんが、将来にわたって子供を産み育てることができる町にするためには、産婦人科の存在が不可欠です。

また、産婦人科の誘致は難しくとも、例えば陣痛タクシーの普及は比較的よいかと思います。これは陣痛時の対応ができる乗務員と車両を整備したサービスをタクシー事業者の中で行っており、岐阜県でも比較的普及をしています。しかし、県内で陣痛タクシー事業を行っている14の事業会社、これは一般社団法人全国子育てタクシー協会の調査なんですけれども、西濃地区を営業エリアとしている事業会社はゼロです。ぜひとも近隣のタクシー会社への普及をお願いしたいと思います。

滋賀県では、自治体がタクシー会社と連携して陣痛タクシーの導入を行っており、妊婦さん、垂井町、タクシー会社とそれぞれにメリットがあり、実現へのハードルはほかの支援事業に比べて低いと思いますので、ぜひともお願いいたします。

最後の4点目です。垂井町の離婚件数は年々増加しています。そういったことへのひとり親家庭への支援に関してお伺いしたいと思っております。

1980年代の1年当たりの平均離婚組数は、垂井町で22.5組でしたが、直近の10年間である2003年から2013年の離婚組数の平均は、1年当たり42.7件と倍近くにふえています。それに伴い、母子家庭数も2000年の95組から2010年には138件に増加しています。このひとり親家庭、特に母子家庭の貧困問題は余り取り上げられないものの、極めて深刻です。

経済協力開発機構、OECDが2010年に発表した統計では、日本のひとり親世帯の貧困率は50.8%と、加盟する34の先進国のうち最下位であり、内閣府の男女共同参画局の発表では、特に母子家庭ほど相対的貧困率が高いというデータが公表されています。ひとり親家庭の2組に1組は貧困家庭であり、垂井町で2010年のひとり親家庭の数値を引用すると、70組ほどの家庭が貧困層となります。

垂井町には現在、母子家庭、父子家庭医療費助成制度はありますが、それでは貧困問題への解決にはなりません。また、ひとり親家庭の特に母子家庭の雇用は、非正規雇用が中心で、将来のキャリアアップの見込みが立てられず、日々の暮らしにきゅうきゅうとしている、立ち直りたくても立ち直れない負のスパイラルに陥ってしまった人にこそ、行政が手を差し伸べるべきではないかと考えていますが、垂井町としてのひとり親への支援の方針に関して4点目に御回答いただきたいと思います。

観光も少子化対策も、効果が出るのには時間がかかります。しかし、この日本では、目先のことではないからと将来的に必要なさまざまな事業を後回しにした結果、少子化が進み、国の借金は1,000兆円を超えました。垂井町も現在の行政は安定していますが、人口減少とともに財政負担は大きくなり、行政サービスの低下は目に見えています。このまま垂井町が緩やかに衰退するのを放っておけば、今よりも大きな負債を私たちの子や孫に押しつけてしまうこととなります。5年後、そして30年後や50年後の垂井町がよい町になるかどうかは、今の我々の行

動で決まります。困難でも、ともにチャレンジすることができる行政と議会であることを願って、今回の一般質問を終了させていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 私からは、太田議員の1点目の御質問、道の駅についての平成17年作成の道の駅基本構想について答弁させていただきます。

道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と、地域の振興に寄与する目的で、市町村が設置をし、国土交通省に申請して登録する一般道路における休憩施設でございます。そこでは、道路利用者のための24時間利用可能な駐車場やトイレを備えた休憩機能と、道路情報のほかに沿道地域の観光情報、緊急医療情報などを提供する情報発信機能、そして多様で個性豊かなサービスを提供する地域振興施設をあわせ、これらの休憩施設がにぎわい空間となることにより、地域の核として活力ある地域づくりや連携を促進する地域連携機能、この3つの機能をあわせ持つ休憩施設でございます。

平成17年に作成をいたしました、仮称でございます道の駅垂井基本構想でございますが、道の駅整備に取り組む前段階として、垂井町の現状や課題、それから県の施策や計画を把握し、道の駅の必要性、あるいは基本コンセプト、機能などの計画の概要を整理するとともに、事業形態や候補地、規模など、大まかな施設計画と、今後詳細計画を立案する場合には、課題となる内容などを検討いたしましたものでございます。その後、詳細計画の策定には至らず、10年余りが経過したということでございますが、当時と状況は変わりつつありますが、この検討資料が全く無駄になってしまったということではなく、今後も道の駅の検討を重ねていく上での基礎資料として活用してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 太田議員からお尋ねのありました道の駅についての中で、観光分野における消費促進の方向性についてということに対して御答弁をさせていただきます。

人口減少化社会に突入して、消費の減少や生産活動の停滞、あるいは縮小など、地域経済に大きな影響を与えることが予想されております。このような中で、観光を通して交流人口の拡大ということが有効な解決策の一つとして今期待されているところでございますけれども、このことは全国的にも大きな注目を集めているところでございます。

この観光に取り組む大きな効果としては、議員の御質問の中にもありましたとおり、地域経済への波及が期待されているわけでございます。残念ながら、本町におきましては、観光による地域産業への効果はまだまだ乏しく、観光客に来ていただいて、いかに消費活動につなげるかということが課題となっているところでございます。

一方で、観光客が増加するという事は、よいことばかりではございませんので、騒音とか交通渋滞、あるいはごみの増加といったデメリットもあります。しかし、これらのデメリットを上回る地域経済への波及や地域資源への住民の愛着、あるいは誇りといったようなメリットも享受できないと、この観光事業に取り組む意味がないわけでございます。

現状に目を向けて、観光客における垂井町での消費行動を見たときに、宿泊施設はほとんど町内にはないわけでございまして、町内での消費は食事か土産品の購入などに限られてくるわけでございます。町内での土産品の購入となると、垂井ブランドに商品を見ていただいてもおわかりになるように、生ものが非常におおいわけでございまして、それらを1カ所に集めて販売しようとした場合には、毎日の商品の運搬だとか管理という問題が発生してくるわけでございます。事業者にとっても大きな負担となります。

実はこれらブランド認証業者と意見交換を行ったわけでございますけれども、率先して1カ所で販売しようなどという話にはなかなか進まないというのが現状でございます。

よくある観光地で販売されている土産品を見てみますと、グッズだとか賞味期限がある程度確保できているものがほとんどでございまして、日々の売上が保障できない中で、1カ所に集めて販売した場合に、本町の場合事業者がそこまでのリスクをどこまで負えるのかというのは甚だ疑問を感じているところでございます。

確かに1つにまとめて販売することは有効な手法でございます。しかし、それぞれの店舗で観光客と顔を合わせながら販売し、触れ合っていくことももてなす側、もてなされる側の一つのだいご味であり、町内でも経営者の努力や誠意で成功し、いつもにぎわっているという販売店もございます。

現段階におきましては、地方に観光客にいかに来ていただくかということを考えるということ優先して事業を進めているわけでございますが、広域的な取り組みや観光協会など、関係組織と連携を深める中で誘客のためのPRや資源の整備を行うとともに、事業者の方が努力のしがいを実感できるような機運が盛り上がるように、観光事業を推進していきたいと考えております。

議員からお尋ねがありました、1つにまとめて観光土産品を販売できる観光の核となる施設をいずれ建設するとなった場合には、販売事業者と、販売事業者のリスクの軽減につながるような検討もしながら、民間の資金とかノウハウを十分活用できるような制度を用いて検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

私のほうからの答弁は以上とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 太田議員の質問のうち、健康福祉課所管に係ります2番目の少子化対策と出産支援制度の充実についてと、3番目のひとり親家庭への支援の方針につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに1点目の少子化対策云々でございますが、出生率が低い理由の分析についてですが、これにつきましては乾議員の質問にありました人口流出の原因についての企画調整課長の答弁と同じでありまして、10代から30代の男性・女性ともに進学・就職・結婚を理由に大幅な転出超過が人口の減少の原因であること、つまり婚姻・出産適齢期の若い世代が町外へ流出することにより、出生者数が減少し、出生率が低いと考えております。

続きまして、2点目の出生率向上の施策と出生率の目標設定に関して、今後の町としての方針についてですが、まずは出生率向上の施策につきまして、こちらも乾議員の質問にありました人口減少の歯どめの対策についての企画調整課長の答弁と同じでございますが、特に雇用及び子育て・福祉と重点体系と位置づけまして、若年層の流出を抑制すること、つまり若い世代の定住人口の増加を図ることで出生者数の増加を見込むもので、結果、出生率の向上が図られるものと考えております。

また、出生率の目標設定についてでございますが、こちらにつきましては、出生率の指標といたしまして、通常使用されておりますのが合計特殊出生率でございますが、これは1人の女性が一生に産む子供の平均数でありまして、現在本町におきましては1.39であるのを、岐阜県の創生総合戦略案と同様に2030年までに1.8まで向上することを目指してまいりたいと思っております。なお、出産は個人の考え方や価値観が尊重されることが前提でありますので、合計特殊出生率の目標はあくまでも施策の効果を検証、評価する目標でございますので、個人の目標でないことを申し添えさせていただきます。

続きまして、3点目の出産支援に関する考え方や方向性ですが、現在、垂井町では、不妊に悩む方への支援事業として、特定不妊治療費と一般不妊治療費の助成事業を行っています。また、妊娠期には母子健康手帳を交付する際に、母子健康手帳や副読本の説明、妊婦健康診査や歯科健診の受診の方法の説明、保健センターで行うペアクラス、両親学級というものですが、これらとかプレママキッチンのPRなどを行うとともに、飲酒や喫煙の状況、家族のサポートの状況などを聞き取り、保健センターへ相談に来てもらえるよう直接保健師が説明し、面談においてリスクが高い妊婦と判断すれば、訪問や電話による相談サポートも行っております。さらに出産後につきましては、出産後4カ月以内に保健師、または母子保健推進員が訪問し、赤ちゃんの発育やお母さんの産後の状態、子育ての環境、育児に関する悩みなどに耳を傾けるこにちは赤ちゃん訪問を実施しております。その後も3歳児健診まで4回にわたり乳幼児健診を実施し、子育てや赤ちゃんの様子を確認しているところでございます。

以上のように、当町では既に数々の妊娠出産の支援をしているのが現状ですが、今後も核家族化や地域のつながりが希薄になる中で、家族の支援もなく、相談相手もないことより、家庭や地域で孤立化してしまうことも考えられることから、より安心して妊娠・出産ができるよう、悩み事などに対して気軽に相談できる相談支援体制を確保するなど、特にソフト面において充実を図り、さらに切れ目のない妊娠・出産、そして子育ての支援を目指していく所存でございます。

なお、議員提案の陣痛タクシーにつきまして、御指摘のとおり、現在県内では岐阜地区や東濃地区などで実施されておりますが、西濃地区では実施されていないのが現状でございます。現在、当町ではタクシーが深夜に運行していないということから、24時間対応できる体制や乗員の確保など、事業所の理解が必要であり、一自治体が単独事業として実施するには思ったよりもハードルが高いものと考えております。しかしながら、陣痛タクシーを出産支援の一つの方法として捉え、タクシー事業者や近隣自治体の動向などについて今後調査をしていきたいと考えております。

続きまして、4番目の質問、ひとり親家庭への支援の方針ですが、こちらにつきましては、平成25年度を開始年度といたします垂井町第2次男女共同参画プランにおいて、基本目標の3としてワーク・ライフ・バランスの実現を定め、そのための施策の方向の一つとして、ひとり親家庭等に対する子育て支援を推進することとしております。具体的な取り組み内容といたしましては、自立支援と経済的支援を掲げております。

まず、自立支援といたしましては、自立に向けた就労支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めています。具体的には、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業など、県が実施している就業充実に支援する事業の周知を図っております。さらにひとり親家庭等就業・自立支援センターや、県事務所福祉課に配置されていますひとり親自立支援員と連携を図りながら、ひとり親の就業・自立支援を行っております。

また、経済的支援といたしましては、議員御説明の医療費の助成に加え、児童扶養手当の支給、保育料の軽減、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度なども実施しております。

以上のように、数々の支援を実施しておりますので、条件が該当しているとか、また必要な支援につきまして改めて確認をしていただき、ぜひ申請の上、制度の活用をお願いしたいと思っております。

また、ことし4月からは、生活に困窮する方々に対する新たなセーフティーネットとして、生活困窮者自立支援制度が始まりましたので、今後はさらにひとり親への有効な支援策になるものと考えております。

以上、太田議員からの質問についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 質問通告に基づきまして、2点御質問をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、市街化調整区域におけます下水処理の方向についてをお尋ねしたいと思います。

今年度の下水道工事、東地区において、垂井のほうに向かってどんどん西進されております。また、垂井の野田地区におきましても工事がなされているというような状況でございます。

あわせまして、今年度予算におきまして、相川の北側、梅谷川西側の垂井、府中地区におきまして、公共下水道事業の拡大認可の手續がなされようとしております。いよいよそうなりますと、市街化区域の整備完了も視野に入ってきているのではないかなと思います。まだまだ何年かはかかるかもしれません。

そうしたときに、市街化調整区域におけます下水道の処理方法は、当初の予定どおり、全町丸ごと公共下水道で進められるのか、はたまた建設コスト等比較して対象戸数が少ないとか、既に合併浄化槽が設置されている場所もあると。それとか、東日本大震災の教訓からの個別分散処理の優位性、あわせてどこまでいっても厳しい特別会計の財務状況などなどの理由から、他の方策、例えば現在も合併浄化槽の補助率、3割で認可区域外のところにおいてそういった合併浄化槽の導入の補助をされておりますけれども、その補助率をさらにさらに高めて合併浄化槽を推進していく方向に変えるのか、市街化区域完了、市街化調整区域へ入っていくに当たっての大きな節目を迎えるに当たりまして、町としてその方向を確認する時期が遠からず必ず来ると思いますが、町長としてどのように捉えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に2点目でございます。地籍調査事業の取り組みについてという質問でございます。

地籍調査という聞きなれない事業の内容の説明から入ってまいりたいと思いますが、地籍調査とは、主に市町村が主体となって一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。地籍とは、いわば土地に関する戸籍のことでございます。各個人には、固有の戸籍という情報があり、さまざまな行政場面で活用されているのと同様に、土地についても地籍の情報が行政のさまざまな場面で活用されています。

我が国では、土地に関する記録は登記所において管理されていますが、土地の位置や形状等を示す情報として登記所に備えつけられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時につくられた地図、いわゆる公図などをもとにしたものです。そのため、登記所に備えている地図や図面は、境界や形状などが現実と異なっている場合が多くありまして、また登記簿に記載された土地の面積も、正確でない場合があるのが実態でございます。地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村におけるさまざまな行政事務の基礎資料として活用されています。

これは国土交通省のウェブサイトに記載されている地籍調査の説明でございますが、ではなぜ今地籍調査なのかといいますと、住民の方から、山を所有しているけど、場所もわからないし境界もわからない。小さいとき、父に連れられて山へ行ったことがあるが、今となっては聞ける人もいないとか、家の屋敷の隣地との境界がどうもおかしいけど、専門家をお願いするのも敷居が高い。隣と気まずい思いもしたくないしなどなど、私たちの日常生活において、土地にかかわる問題の実に多いこと。また、現在山林は管理組織がしっかり維持されておりますけれども、境界がわからないという状態は、今を逃しては将来に大きな大きな禍根を残すことになると思います。地籍調査の効用は、我々にとっても有益な調査になるのではと思う次第でござ

ざいます。町にとりましては、道路など公共建物などの敷地等も含めて公有財産管理、法定外公共物、いわゆる赤道、青道、水路ですね。これなどの管理に有用となること必定でございます。

この地籍調査に当たりましては、住民への周知やら長期にわたる取り組み体制を維持していかなければならないという、超えなければならぬ課題は多いとは思いますが、どうかこういったことも踏まえながら取り組む必要があると考えております。

一方で、地籍調査は町が実施主体となり、その経費は国が50%、県が25%、町が25%、そのうちの80%、町の負担の25%の80%、これは特別交付税の措置の対象となります。したがって、町の持ち出しは、実質的には5%の負担でこの地籍調査事業を実施することが可能でございます。

平成27年2月時点の実施状況は、全国的には市町村総数1,741団体のうち、既に485団体が100%完了している中、166団体が未着手であります。岐阜県内においては、42市町村のうち、完了団体はゼロ、実施中は28団体、準備中は2団体、休止中1団体、未着手は11団体でございます。全国と比較して、岐阜県は未着手割合が多い状況でございます。

この西南濃地域では、大垣市、海津市が実施中で、関ヶ原町は実施準備中とのこと。全国的にも未実施は全自治体の1割未満となってきている中、垂井町はこの地籍調査を実施するに当たっていかがお考えか、町長の御所見をお伺いしたいと思っております。

以上2点、御質問をさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） 若山議員の御質問の1点目、市街化調整区域における下水処理の方向についてお答えをさせていただきます。

初めに垂井町の公共下水道事業のこれまでの取り組みと現状について御説明を申し上げます。

垂井町では、住民の皆様方の快適な生活環境の確保と美しい自然環境の保全のため、主に農業集落排水事業と公共下水道事業によりまして公共用水域の水質保全に努めてまいっているところでございます。

現在の公共下水道の状況ですが、認可区域は相川以北では梅谷川以東の市街化区域内、また相川以南につきましては、栗原境野を除く区域で681ヘクタールが認可区域でございます。なお、前年度までに511ヘクタールが供用開始しており、全体計画993ヘクタールのうち51.4%の整備を終え、今年度整備予定の垂井地区と東地区を合わせまして36ヘクタール、これを加えますと全体の55%が供用開始になるところでございます。

また、現在の認可区域内の未整備地区でございますが、東地区のユニチカ前、ユニチカ西、垂井地区の東2の2、東3、笹原、日守、宮代地区の朝倉の一部につきましては、今後二、三年ほどで整備を終えたいというふうに考えておるところでございます。

さて、公共下水道の普及率でございますが、平成25年度末でございますが、岐阜県全体では

73.4%、これにつきましては全国で18位となっており、そのうち垂井町は、先ほど言いました51.4%ということで、これは県下で31位ということで、まだまだ下位に位置しているところがございます。

また、合併浄化槽や農業集落排水事業などを含めた汚水処理人口普及率で見ますと、垂井町は67.3%で、今後とも汚水処理施設の整備を進める必要がある状況でございますが、全国的に見てみますと、既に88%を超えておまして、特に都市部におきましてはおおむね整備が終了しつつあり、今後は残された地域での汚水処理施設の整備が主体となってまいります。

このような全国的な汚水処理の普及と、それに伴う課題などに鑑み、国からは持続的な汚水処理システムの構築に向けた都道府県構想の見直しのためのマニュアルがこのほど示されたところでございます。この構想見直しでは、市街地のみならず、農山漁村を含めた市町村全域において、下水道に限らず、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、地域のニーズを踏まえて計画的に実施していくため、都道府県と市町村が連携して策定していくことが求められております。人口減少や著しい厳しい財政事情を踏まえて、都道府県構想の徹底した見直しを加速させるため、汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の3省が統一して作成した初のマニュアルでございまして、汚水処理施設の整備区域の設定は、経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込むことで、今後10年程度を目標に地域のニーズ及び周辺環境の影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備をおおむね完了することを目指し、効率的かつ適正な整備手法の選定を行うとともに、アクションプランでは、早期整備の観点から、弾力的な対応を検討するとしております。このことにつきましては、現在、岐阜県のほうでこの構想の取りまとめについての方針等が検討されていると聞いておりますが、町としましても、今後の県の対応を踏まえて、垂井町のアクションプランを策定していく必要があると考えておるところでございます。

さて、垂井町の公共下水道は、議員の御質問にもありましたように、今年度、府中の市街化区域97ヘクタール、計画処理人口は約3,000人で拡大認可を申請する予定でございます。その場合の認可区域の面積は778ヘクタールとなりまして、全体計画面積の78%となる見込みでございます。

なお、お尋ねのその後の認可区域整備地域についてでございますが、府中地区の市街化区域の整備が完了しますと、その後は市街化調整区域となり、これまでの人口密集地から徐々に人家がまばらな地域へと移っていくことも考慮する必要があると考えております。また、町には財政投資を伴うさまざまな行政需要があることとともに、今後の下水道整備や浄化センターの増設などにも多額の経費が必要でございます。そのほか、少子・高齢化の進展、将来人口の推移予測、国庫補助金の動向、合併浄化槽を含めた地域の特性に適した効率的な汚水処理のあり方等々、それらさまざまな要素を包含した中・長期の財政シミュレーションなども検討する中で、下水道の整備につきましては、これまでも検討してまいっておりますが、さらに検討していきたいと考えているところでございます。

今後、公共下水道を整備することにつきましては、投資効果や財源確保、公営企業としての経営のあり方などから憂慮するところではありますが、持続可能な汚水処理の整備手法や運営のあり方につきましては、国・県の動向を注視しながら、住民の方々の声を聞くとともに、議会とも十分協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 若山議員の2点目の御質問、地籍調査事業の取り組みについて答弁させていただきます。

地籍調査は、国土調査法第2条で定義される調査の一つでございます。一筆ごとの土地について、土地所有者、地番、地目の調査、並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものであります。その成果は、行財政管理や課税の適正化、土地トラブルの未然防止、あるいは災害復旧、土地取引などの円滑化に役立つなど、多くのメリットがあるというふうに認識しております。

全国の地籍調査の実施状況でございますが、これは昭和26年から開始されておまして、平成26年度末で進捗率は51%とまだまだ低いと。特に都市部と山村部において進んでいないという状況で、岐阜県の進捗率は16%で、全国37位という低い状況でございます。

地籍調査が進まない要因としまして、一つには地籍調査は境界の確認などに多くの時間と手間が必要で、そもそもが実施が難しい調査であるということ、あるいは地籍調査を実施していない地域であっても、実態としては土地取引等行われているというような現状で、その地籍調査の必要性や効果が住民に十分理解されていないというようなこと、また都市部では土地が細かく分割されておいて、権利関係が複雑で境界の確認に困難を伴うというような場合が多いというようなこと、山村では調査対象としての魅力が少なく、また急傾斜地や危険箇所など、調査困難な箇所もあり、さらに土地所有者の高齢化や山林の荒廃が進んでいることから、境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあるといったようなことでございます。

現在、市町村の地籍調査の取り組みですが、先ほど議員からも御紹介があったところです。若干私の資料と相違がございますが、統計をとった時点の相違であろうかと思いますが、全国で地籍調査を完了した市町村は28%、実施中が44%、未着手が11%、休止中が17%というような状況でございます。地域では、北海道、東北、中国、四国、九州といった地方で進んでおいて、関東、中部、近畿、北陸といったところではおこなわれているというような状況で、岐阜県の市町村の着手率は全体の71%、全国で43位とこれもおこなわれている状況でございます。当町も未着手の市町村、全国で、これも若干議員の数値と違いますが、198、県内では12の市町村のうちの一つということでございます。

さて、垂井町の調査の対象面積でございますが、垂井町全面積は57.1平方キロでございます。そこから河川等の対象外の地域が4.7平方キロ、土地区画整理や土地改良事業を行った区域が

10.5平方キロ、この2つを除きまして、残る41.9平方キロが本町の調査対象面積でございます。内訳は、山林が32.7平方キロ、農地が0.6、宅地が3.9、人口集中地域が4.8といった状況でございます。

事業実施につきましては、県開催の調整会議へ出席をし、あるいは自治大の職員研修にも参加するなど、徐々に準備を進めておるところではございますが、着手に至るには、法務局との協議や関連規則の整備、それから広報啓発による住民周知などを図っていく必要があるなど、まだまだ進捗していないのが現状でございます。

今後、調査区域の決定や体制づくりなどを順次進めまして、事業が着手できるように取り組んでまいりたいというふうには考えておりますので、どうぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） おはようございます。

御指名をいただきました安田功でございます。よろしくお願いいたします。

質問は、電力の地産地消に向けた取り組みについてでございます。

電力の自由化によって、電力事業を取り巻く環境が大きく変化しようとしている昨今でございます。発電、送電、配電、小売のうち、とりわけ公共性の高いとされる送電と配電部門について、自治体が直接・間接にかかわって事業化していこうという取り組みが始まっておりますけれども、今後垂井町が地域の電力供給を担って、安くて安全な電力を安定供給していくための事業を推進していく可能性についてお尋ねをいたします。

電力の地産地消と申しますけれども、わかりやすい例を申し上げますと、東京六本木ヒルズというところがございますけれども、こちらでは施設内に発電所を設けておまして、エリア内の電力を自給しているそうでございます。このように、地域の有する電力を地域内で消費しようという発想でございます。太陽光発電や企業内で余熱利用などでできた電力を同じエリアで使うことができれば、送電にかかるコストや送電ロスを軽減できるというものでございます。

これまで垂井町におきましては、発電、送電、配電、小売、この全てを中部電力さんが担っておられました。電力事業の自由化がもたらすものは、今後発電と小売部門の自由競争、送電、配電の規制の強化と公共インフラ化と言われております。

配電網の公有化というのは、どういうふうに進むかと申し上げますと、配電網は公共事業、あるいは公社化されるというふうに言われております。ここに自治体が参入していく意義でございますけれども、電力を重要なライフラインとして管理することで、地域住民に直接供給できるというものであります。水道事業と並んで、自治体の大きな公共事業となる可能性があると言われております。例えば、もしかしたら垂井町に住んでいたから、災害時に電力が供給されたとか、垂井町に住んでおったから、他の地域より安い電力が選択できた、垂井町に住んでおったから、ほかの地域よりも安全な電力が選択できたというようなことが今後起こり得る可

能性があるかもしれません。

どの電力をどの発電事業者からどの配電網を通じて購入するかということは、いずれ自由化される方向にあると言われております。その中で、配電網に関しましては、自治体参入のメリットが大いに期待できるとされております。このようなことをもとに、垂井町として今後研究、または取り組んでいく可能性についてどうかを質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 安田議員の電力の地産地消に向けた自治体の取り組みについて御回答申し上げたいと思います。

論点の1、電力の地産地消とはから、それぞれ8つの論点、視点からの御提言でございます。

要旨にもございましたとおり、今後垂井町が地域の電力供給を担って安くて安全な電力を供給していく事業を推進していくのかどうかの可能性について、まとめてお答えをしたいと思います。経済産業省では、去る平成12年から電力小売市場の段階的な自由化の拡大を推進しております。これまで段階的な規制緩和により、今までは地域の電力会社からしか買うことができなかった電気が、新電力と呼ばれる新規参入事業者からも購入できるようになりました。いわゆるこの新電力、俗にPPSと呼ばれているものでございますが、この新電力とは、既存の大手の電力会社でございます一般電気事業者、北海道電力を初め沖縄電力までの合計いたしまして10社でございますが、この10社とは異なる特定規模電気事業者のことでございまして、契約電力が50キロワット以上の需要家に対しまして、一般電気事業者が有する送電網を通じて電力供給を行う事業者のことでございます。この点についても、議員が触れられておるとおりでございます。

ただし、議員も申されておりますとおり、来年の4月以降につきましては、この50キロワット以上という規制が外れることとなりまして、一般家庭を含みます全ての需要家に対して電気を供給することができるようになります。つまり、全ての人が一般電気事業者だけでなく、新電力からも電気を買うことができるようになるわけでございます。

電力の完全自由化が目前に迫っているため、ここ最近、新電力の登録が相次ぎ、平成27年6月時点でございますが、実際に活動できているのは751社中、全国で81社のみでございます。電気事業の実施をきちんと考えているかどうか、費用のかかる取引所の会員になっているかどうかで判断したほうがよいとホームページにも記載がされております。

全国的にも、新電力から電力を購入する自治体もふえてきております。垂井町におきましても、こうした電力自由化を受けまして、これまで中部電力から購入いたしておりました電力を、新電力から購入した場合の費用と比較検討いたしまして、庁舎を含みます高圧電流の20施設につきまして、今年度より新電力からの購入に切りかえを行いました。積極的な経費節減を図っているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

そこで、議員御質問の町みずからが電力事業を推進していく可能性についてでございますが、

確かに一部の自治体ではみずから新電力となりまして、電力の地産地消を通じた地域活性化の可能性を模索する動きも確かにございます。事例で申し上げるならば、群馬県中之条町でございますが、町内で太陽光や水、それから木材など、自然の力を使って発電いたし、その電気を垂井町内で販売する、このような高いビジョンが実現すれば、確かに化石燃料や原発に頼らない電気で暮らせる社会が実現可能となるわけでございますが、いましばらく全国の自治体の動向や、あるいは発電設備の課題等々ございますので、御提言も踏まえまして十分調査研究が必要であると、そのように現地点では考えておるところでございます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 予想にたがわぬ消極的な答弁をいただきましたので、もう少し質問させていただきます。

この配電網の公有化、自治体がやられる利点についてもう少し上げますと、1つは、配電網を所有、または管理することで、安定した定額の使用料を自治体の財政に取り組みることができるというものであります。こうして得られる収入によって、自治体の公益的な赤字事業の補填に使うことができるのではないかとということです。赤字事業というのは、垂井町においては公共下水道やすこやか号や文化会館などがこれに当たると思います。

2つ目は、配電網の管理にかかわる業務に地域での雇用を創出したいという狙いがあるということです。それは、公社による直接的な雇用だけではなく、地域のエネルギー事業、電気関連会社にもしっかりと雇用をつくっていくことができるのではないかとということです。地元の会社にお金が回るといふ、再投資が行われるといふ、お金が循環するシナリオを狙っております。

3つ目には、配電部門ばかりではなく、別に小売事業にも参入すれば、住民に対して安い電気を供給できる可能性があるんじゃないかと。

以上、たればの話になってしまいますけれども、この点についてはどのようにお考えか、特に町長に所見があればぜひ伺いたいところでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 安田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

エネルギーの地産地消、確かに発想は素晴らしいものがあるというふうに思います。循環型社会をつくろうという中で地産地消を進めるということの一つのメリットは、そこにあるのかなということは思うわけですが、今議員が論点3つ述べられましたことについて、それぞれ考えを申し述べますと、配電の利用により安定した電力供給ということでございますが、現在の新電力、あるいは中部電力によって、電力会社によっての供給が不安定かということ、決してそうではない状況にあるというふうに思います。災害等が起こった場合に、今中電とも提

携をする中で、災害援助のために朝倉運動公園等の利用等、協力する中で、災害の一つの復旧拠点としての提供等する中で、中電との協力体制もしっかり進めておるような状況でございます。決して、今の自前で持たなければ安定した供給ができないという状況ではないというふうに認識をするところでございます。

また、雇用の創出につきましては、何もこの事業に限らず、雇用というものをどうつくっていくかということは、先ほどから地方創生に関して出ております人口流出、人口減少をとめていく部分での重要課題として雇用というものは上げておるわけで、こういった部門を捉えてさまざまな雇用の確保をつくっていくということは当然のことであると思います。その中の一つが新電力というか、このエネルギーの地産地消であるなら話はわかりますけれども、問題はそこに係ります、安定した電力を安く供給できるかもわかりませんが、当然にイニシャルコストといえますか、初期投資をどうするか。例えばバイオマスでありますと、かなり大規模なものが要りますし、小水力発電にしましても、それなりの規模のものをつくっていくこととなります。ましてソーラーになりますと、広大な面積、そして場所ということとなります。風力発電につきましては、モーター等の問題等もあるわけで、そういった設定をどうしていくか、初期投資にかなりの費用がかかるのではないかと。それを行政が小売を含めて商売としてやっていけるかどうかということ考えたときに、まだまだその状態ではないと私どもは認識しております。

とは言いつつ、先ほど申しましたように、エネルギーの地産地消という可能性というのは非常に大きなものがあるというふうに認識をしますので、今後とも近隣、あるいは設備等状況を見ながら考えていかなければいけないというふうに思いますので、一概に否定するものではございませんけれども、現状においてはやはり投資する部分が、ほかにもかなり必要な、財政出動を伴うものが目前に迫っておりますので、そういったものを優先する中で考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君）　しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時32分　休憩

午前10時45分　再開

○議長（丹羽豊次君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5番　山田利夫君。

〔5番　山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君）　通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

質問の件名といたしまして、2点ございます。

1点は、ふるさと納税について、2つ目は、農地中間管理事業についてでございます。

まず第1点目のふるさと納税についてでございます。

政府の地方創生の注目要素の一つとして、節税対策、またお得な制度として人気を博してい

るのが、ふるさと納税でございます。この制度は、個人住民税を任意の地方団体に納める寄附税制で、寄附した場合に2,000円を超える部分について税額が控除されるとして、2008年、平成20年4月に施行されまして進められております。その後、2015年、今年4月に地方税制が改正され、大幅にリニューアルされたとして、さらに注目を集めている施策でございます。

この改正された目玉の中には2つ大きなものがございまして、1点には、控除額が2倍とされたこと。これは、住民税のおよそ1割だった還付とか控除額が2割程度に拡大され、対象は28年分の住民税、つまり今年1月から12月までが適用対象でございます。2つ目の目玉としては、確定申告が不要とされたことでございます。平成27年4月の寄附から適用とされ、寄附する自治体も、年間に5つの自治体以下に寄附する場合がありますが、これには少し条件がありますが、説明は少し省略をさせていただきます。

他の近隣自治体の一部でございますけれども、公表されている部分を見てみますと、寄附納税額から見ますと、平成26年度分でございますが、揖斐川町が37件の143万5,000円、北方町が13件の110万円、関ヶ原町が21件の27万5,000円、輪之内町が11件の26万7,890円、海津市は37件で169万円でございます。また、海津市は、現在までの積立額は603万1,000円でございます。神戸町につきましては、現在までの積み立てが573件ございまして、671万2,100円となっております。これは自治体ごとに公表はまちまちでございますが、また公表されていない自治体もございますので、近隣関係だけ一部御紹介をさせていただきました。

また、お礼の品物でございますけれども、安八町は美濃ハツシモ、揖斐川町は揖斐ハツシモ、坂内コシヒカリ、揖斐茶、ジネンジョ、シイタケが羅列されております。大野町は、ハツシモ、それから富有柿、バラの鉢苗などがございます。海津市は、ハツシモ、漬物、鶏ちゃんセット、古千鶏カレーセットなどがございます。神戸町には、ハツシモ、バラ、ナシ、麩セット、飛騨牛、明方ハムがございます。これらも自治体ごとで公表はまちまちでしたが、また別サイトで公開されているかもしれませんが、私が検索したところでは以上でございました。

そこで、このふるさと納税につきまして、3つの点についてお尋ねをいたします。

この制度が履行されてから、当町の実績をお知らせください。年度ごとの寄附件数、寄附納税額、平成27年度は現在までの件数と金額、それから納税者が指定をされました用途の内訳、それからそれを事業に充当した金額、それから納税者が指定された品物、またお礼とした品物は何がございましたか。これはちょっとあれですけども、納税者の出身地別とか、住民税の申告状況がわかればお知らせをいただきたいと存じます。

それから次に2つ目でございますが、インターネットで「わが街ふるさと納税」、地域から選ぶ、岐阜県をクリックしますと、市町村に寄附する特典の種類、使い道の種類が表示されます。た行をクリックしますと、垂井町が出てまいります。それを検索いたしますと、特典の種類と使い道の種類では、垂井町は未記載となっております。載っておらないんです。これはいつのデータなのですか。更新とか改変はしないのですか、そこらあたりをお尋ねします。

3つ目に、垂井町のホームページをクリックしますと、「垂井町のまちづくりを応援してく

ださい」の見出しが表示されます。納税の仕組みとか寄附の方法、寄附金の活用方法等が記載されております。この制度内容については、詳細に記載されております。しかし、お礼についてを見ますと、ふるさと納税として寄附していただいた方に、観光土産品や垂井町ブランド認証品の中から金額に応じたお礼の品をお送りしますとあります。寄附された方、納税者は、品物を選ぶことはできないんですか。他の自治体では、コース別まで設定されておりますよ。

垂井町の認証品の中には、蜂蜜、ジネンジョ、不帰茶、各種お菓子類等が表示されています。観光協会の推奨土産品で、過去ですけれどもありました、私の記憶ですが、曳山ミニチュアとか駄鈴等が全然出てまいりません。また、垂井町内では朝市が各地で盛んに行われております。たくさんの農産物、林産物、さらには畜産物、果物等も生産・出荷されております。ブランド認証品にこだわらず、個人個人、個々の生産者や事業者呼びかけて、垂井町の地場製品をお礼の品としていろいろブレンド化し、セッティング化などして、自信を持ったお礼の品物を取りそろえてはいかがですか。お尋ねをいたします。

次、2つ目の質問でございます。農地中間管理事業についてでございます。

内閣は、平成25年12月に農地中間管理事業の推進に関する法律を制定しました。これは担い手への農地の集積を進めるための事業として、新しい農地の貸し借りの仕組みで農地中間管理機構というものを設け、この農地の中間受け皿となって、耕作を続けることが難しくなった農地をこの管理機構が借り受けまして、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸し付けを行う事業でございます。この農地中間管理機構として、岐阜県では岐阜県農畜産公社を指定しております。それが農地の中間受け皿になっております。

農地の借り受け希望者を受け手、いわゆる担い手といい、農地の貸付希望者を出し手と呼んでいます。この事業につきまして、一部中身について少し紹介をさせていただきますと、まず受け手のメリットとしては、個々の農地所有者と交換する必要はございません。契約更新や賃借料の支払いは一度で済みます。また、出し手のメリットとしては、公的機関なので安心して貸し付けができます。受け手を探したり、交渉したりする必要はございません。賃借料のやりとりをする煩わしさもございません。

この中間管理事業の募集の関係ですが、受け手の募集は年に2回行われまして、7月と12月で、地域の特徴や担い手の状況を踏まえ、設定される区域ごとに募集されます。この募集期間は30日でございます。また、出し手の募集は受け手の状況を踏まえ、募集されるということでもあります。時期と方法は、地域によって多少異なってまいります。

農地の借り受け基準やルールでございますが、対象農地は農業振興地域内の農地、貸付期間はおおむね10年以上、農地の利用が著しく困難な遊休農地や、受け手が見込まれない農地は借り受けしない、2年を経過しても決まらない場合は契約が解除されます。そのほかには、貸付先のルールや賃料等、細かな事項が定められております。

また、この中間管理事業を活用して、農地の貸し付けをした地域や出し手に協力金が支払われる制度となっております。この協力金には3つの種類がございます。

1つには、地域集積協力金といいます。集落など、決められた地域を指して、地域内の農地の一定割合以上が管理機構に貸し付けられていることや、人・農地プランが作成されている場合でございます。交付単価は、貸付割合とか貸付年度により単価が異なります。例えば貸付年度が26年と27年につきましては、2割を超して5割以下の貸付割合ですと、10アール当たり2万円が交付されます。来年28年、29年は10アール当たり1万5,000円、30年は1万円となっております。これが地域集積協力金であります。

2つ目の経営転換協力金は、経営転換やリタイアする農業者、農地の相続人の全自作地が貸し付けられていること、営農組織との間で、新たに農作業受委託契約を10年以上締結している場合であります。1回限りの交付ですが、0.5ヘクタール以下の貸付面積は1戸当たり30万円が交付されます。0.5から2ヘクタール以内ですと50万円、2ヘクタールを超しますと70万円が交付金として支給されます。

3つ目の耕作者集積協力金でございますが、農地の所有者または耕作者、出し手でございますが、管理機構が借り受けして、農地または受け手の耕作する農地に隣接しているか、2筆以上連続しているかという場合であります。10アール以上を機構に貸し付けており、その農地を受け手が借り受けている場合につきましては、貸付年度として26年、27年度は10アール当たり2万円、28、29年度ですと1万円、30年度は5,000円という集積協力金が交付されます。

以上、こういった3つの交付金が、条件がいろいろクリアすれば交付される制度であります。この制度内容が、うまく私らとしては紹介できませんが、貸し手・借り手にとって条件等がクリアされれば、農地の有効利用にはこの事業は最適と思われれます。将来の垂井町の農地集積に向けて、積極的にこの制度に取り組む必要があると思っておりますが、そこで次の3点についてお尋ねをします。

まず1点でございますが、この事業は平成26年度から施行されましたが、管理機構が入って契約された農地面積、また交付された協力金をお知らせください。できれば種別ごとでお願いします。

2つ目でございます。広報「たるい」7月号の10ページに、利用権設定の記事と農地中間管理事業の記事が上段と下段に分かれて掲載されています。両方ともこの事業は、農地の貸し借りについてであります。内容の知らない農地所有者につきましては、似たような記事で非常に戸惑われるのではないかと思います。また、農地所有者の方を対象として、8月1日時点で利用権設定の調査で貸付希望農地を募集しますというチラシを配布されました。広報とか、このチラシの反応はどうでしたか、お聞かせください。また、参考までに、担い手の数とか、農地の集積面積等がわかればお知らせいただきたいと存じます。

3つ目、当町は過去の農地集積には、いろんな事業を導入し、積極的に取り組まれてまいりました。大変恐縮ですが、特に表佐地域にあっては、かなり高い数値であると思っております。しかし、まだまだ遊休農地もあります。表佐ばかりではありません。各地区にも遊休農地はあるでしょう。困られている農地所有者も見えるでしょう。この際、町としては、農業委員さん、農

事改良組合長さん、JAさん、営農組合さんなどと協力して、地域に向かい事業説明等を早急に実施し、積極的な農地集積に力を入れてはいかがですか。12月を募集をされるんでしょう。そこらあたりの見解をお聞かせください。

以上2点についてお尋ねをいたします。よろしく御回答をお願いします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 山田議員の1つ目の御質問でございますふるさと納税について、答弁をさせていただきます。

ふるさと納税は、ふるさとを離れて働く人たちが、ふるさとを元気にしたい、貢献したいなど、出身地や応援したいまちの取り組みを支援する制度として創設されました。垂井町では、制度の設立から現在まで、17件145万5,000円の寄附をいただいております。

それでは、年度ごとの実績についてでございます。平成20年度、2件で33万円。平成21年度、2件で22万円。平成22年、2件で25万円。23年度はゼロでございます。24年度、1件で3万円。25年度は1件で4万円。26年度は6件で38万5,000円でございます。27年度、現在でございますけど、3件で15万円となっているところでございます。

また、指定された使途の内容でございます。事業に充当した金額についてでございますけれども、1人の方が複数の事業への充当を希望する場合がありますので、件数、金額等が異なる場合がございます。

全部で7つございます。

1つ目でございます。安心して子供を産み育てるための事業へは、3件で27万円。

2つ目でございます。高齢者や障がい者が住みなれた地域で暮らせるための事業への5件で55万円でございます。

3点目でございます。地域活動が活発に行えるための事業へは、2件で3万円。

4番目、事業が推進しやすくなるような環境整備事業へは、2件で5万円でございます。

5番目、安全で快適に暮らせるための住環境の整備事業へは、5件で30万円でございます。

6番目でございます。自然環境の保全、歴史や自然を有効に活用した事業へは、3件で7万円でございます。

最後7番目でございますけれども、その他まちづくりに資する事業につきましては、4件13万5,000円でございます。合計24件で145万5,000円となっております。

また、ふるさと納税としまして御寄附をいただいた方には、垂井町観光土産物品や、垂井ブランド認証品の中から、金額に応じたお礼の品をお送りしており、これまでのれんとかミニ傘、ミニちょうちんなどの垂井町観光土産品、また蜂蜜とかチーズブッセなど垂井ブランド認証品を寄附金額に応じてお送りしているところでございます。なお、寄附いただいた方からのお礼品を否定されたことはございません。

また、納税者の出身地につきましては、町内の方を初め岐阜市、関市の県内の方、また東京、

千葉、神奈川、京都の県外の方がお見えになります。

次に、2つ目のインターネットでの「わが街ふるさと納税」というサイトがございますけれども、このサイトにつきましては民間企業で運営をしているところでございますけれども、議員御指摘の垂井町につきましては、私も確認をいたしました。未記載の表示となっております。今後は垂井町のふるさと納税のPRを図るため、また地域の魅力を発信できるように、各種媒体での情報提供を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目のふるさと納税への返礼品についてでございますが、御寄附をいただいた方には、垂井特産品認定制度の認証された安心・安全・高品質な垂井育ちのあかしとして、垂井ブランドから寄附金額に応じて、特産品に町長名のお礼状を添えて贈呈をしております。現在では、御寄附をいただいた方から欲しい品物を選択することができておりませんが、今後新たな特産品の創出、あるいは特産品の詰め合わせなどの返礼品の贈呈が可能となる場合は、品物の選択についても検討をしていきたいと考えております。

なお、返礼品等の送付につきましては、総務省から、寄附金控除の趣旨を踏まえながら良識のある対応を要請されているところではございます。垂井町としましても寄附金額の1割程度、寄附金額が10万円を超えるような場合につきましては、上限を1万円程度として過剰な返礼は慎み、本来のふるさと納税の趣旨を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

○税務課長（中村 桂君） 山田議員の御質問の、ふるさと納税のうちの住民税の申告状況についてお答えをさせていただきます。

ふるさと納税は、自治体への寄附金のことでございます。個人が2,000円を超える寄附を行ったときに住民税が控除される制度でございます。2015年4月1日より、個人が2,000円を超える寄附を行ったときに確定申告をすると、住民税のおよそ1割であったものが、2割程度が所得税から還付、住民税からの控除額の上限が増額となる改正がされるようになりました。また、確定申告が不要な給与所得者等に限り、確定申告のかわりとなる寄附金税額控除に係る申告特例申請書を寄附先自治体へ提出することで、確定申告をせず控除されます、ワンストップ化が図られ、利便性が向上しております。

垂井町民が寄附を行った金額と件数については、平成26年度につきましては、12の方が30万1,000円を寄附しており、当町の町民税に影響します控除額については、12万2,000円となっており、平成27年度になりますと、61の方が192万6,000円を寄附しております。町税に影響する控除額につきましては、78万2,000円となっております。この控除額につきましては、税額控除でございますので、結果として町の税収がその分差し引いた形となっております。なお、申告書からは全て読み取ることができないところは御承知おきいただき、よろしく御理解賜り

ますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 山田議員からの2点目のお尋ね、農地中間管理事業の中で、3点お尋ねがございました。

管理機構が間に入って契約された農地面積と協力金の実績、2つ目が農地所有者の方を対象としたチラシの反応、3つ目が積極的な農地集積に力を入れてはいかがですかといったような御質問でございました。

農地中間管理事業とは、農業の担い手の高齢化や耕作放棄地の拡大といった課題が生じているため、農業構造の改革をさらに加速して進めていくという必要が迫られたため、新たな制度として担い手への農地集積、集約化を推進し、農地の有効利用の継続や、農業経営の効率化を進めることを目的に、農地中間管理機構による農地の貸し借りをを行う仕組みのことでございます。

これまで当町におきましては、垂井町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、出し手と受け手のマッチングを農業協同組合が農地利用集積円滑化団体として間に入り、農地利用集積円滑化事業を進めてきたところでございます。この農業協同組合は、農家にとって最も身近な信頼できる団体でございまして、地域の事情もよく承知されていることから、順調に農用地利用集積が行われてきたところでございます。

このようなことから、この新しい農地中間管理事業につきましても、農業協同組合と連携をしながら、営農組合や認定農業者を対象とした説明会を、農地中間管理機構である岐阜県農畜産公社とともに開催してきたところでございます。

そこで、1点目にお尋ねの管理機構が間に入って契約された農地面積と協力金の実績というところでございますが、農地中間管理事業による利用権設定の面積につきましましては、本年5月1日に設定した分で、田147筆でございまして、その面積が21万2,094平方メートルでございまして。交付された協力金でございまして、この協力金の交付申請時期が来年1月に予定されているため、現時点においては実績はございませんが、本年度の見込み額といたしましては、地域集積協力金として450万円を見込んでいるところでございます。

2点目にお尋ねの、農地所有者の方を対象としたチラシの反応についてでございます。農地所有者に対しましては、8月31日を申込期限として、議員の御質問にあったとおり周知を図ったところでございます。この結果、平成27年、本年11月1日設定見込み分として申請のあった分が、田95筆、農地面積15万2,448平方メートルとなっております。

3点目のお尋ねの、積極的な農地集積に力を入れてはいかがですかについてでございます。本町第5次総合計画では、地域ぐるみで農地が守られていることを前提に、平成29年度の担い手への農地集積率の目標値を85%としているところでございます。農地集積は、利用権設定が

最も一般的な手法でございますけれども、ほかにも特定作業委託により収益を上げるというような集積もございます。本町には個別経営体と組織経営体、合わせて26の担い手がございますけれども、今日までこれらの担い手への集積の推移といたしましては、平成18年には34.1%でございました。平成24年には54.1%となっております。平成26年には62.2%となっております。この62.2%といたしますのは、おおむね水田の面積900ヘクタールのうち、560ヘクタールが担い手に集積されているというようなところでございます。

参考までに、岐阜県の担い手への土地利用集積率とその目標を申し上げますと、県の場合ですが、平成25年度の実績数値は30.9%となっております。目標として10年後を定めておりますが、10年後、平成35年度の目標値が78.0%というふうになっております。このように、本町においては担い手への集積率は順調に進んでいるものと思っておりますが、今回創設された農地中間管理事業は、受け手・出し手に対して非常にメリットが多い制度でございます。

今後、中間管理機構である農畜産公社や農業協同組合との連携を図りつつ、既に利用権を設定していらっしゃる方については、この機構事業、中間管理事業への切りかえ、これも含めて、集落営農組織や担い手の今後の育成というのも非常に問題になっております。出し手じゃなしに、受け手が元気よくいていただかないと、この事業が成り立ちません。したがって、この受け手である集落営農組織とか、個人の担い手などの育成にも力を入れながら、さらに集積、集約が我が町の総合計画の目標値に近づくよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 御答弁ありがとうございました。

申しわけございませんが、再質問を少しさせていただきます。

まずふるさと納税の関係でございます。

町長さん、今年度、全国町村会の副会長に重責を担われるわけですがけれども、こういった制度はやはり全国的にもっとアピールすべきじゃないでしょうか。先ほど課長が申されましたが、インターネットについては、企業での作成したソフトだということなんですけれども、今後、いろんなブランド化だとかメリット化しながら、いわゆる更新をしていきたいということですが、今後じゃないんですよ。すぐやらないかんのですよ。よそでは既にもういっぱい出ているじゃないですか。もっと積極的に動いてくださいよ。町長さん、見解をお願いします。

それからもう1点、農地中間管理事業です。

今、課長さんの答弁でいきますと、どうもJAさんにもたれている感が物すごく強いんですけれども、今現在、米の生産調整といたしまして転作があちこち農家、いやしくも制度にのっかって一生懸命やっただいております。この制度、今後どうも廃止される方向のようにお聞き及びしますが、こうなるとまいりますと、さらに農地の集積はできるかと思いますし、課長も心配されております担い手、個人、法人にもよりますけれども、法人関係ではオペレーター

等の高齢化等があります。だから、集積率も含めながら、担い手の育成も同時にいかないかんですよ。ここら辺の施策が、どうも片手落ちになってくるのかなというふうに思っております。全体的な農地施策の中で、もっと積極的に進めてほしいと思います。

それから、先ほどのふるさと納税でありますけれども、ここの農家の方は、私もこういったものを自信を持ってつくりましたと言っている農家の方もあるんですよ。そこらあたりの調査をもっとしてくださいよ。よろしくお願いします。見解をお願いします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

ふるさと納税をもっと全国的にアピールしたらどうかということですが、担当課長が最後に申しましたように、総務省からもやはりいろんな指示が出ておりまして、今、このふるさと納税、どちらかと言うとお礼品目当てに高額商品を望んでされる方がたくさん出ているということで、華美になっておる状況が散見、散見どころではなくてかなり見られるという状況です。

先日もインターネットを見ておりましたら、お礼品として車1台、新車1台というのがありまして、これはさすがに却下されたようですけれども、そういったような状況の中で、じゃあどんどんそれをつくっていけばいいのかということではなくて、やはりこのふるさと納税を通じて、垂井町をどう情報発信していくかということが大事かと思えます。

そういった部分で、先ほども近隣の市町のお礼品のものをずうっと、議員がお調べになったものを羅列されましたけれども、何で神戸町が飛騨牛なのかなと私は思うんですけれども、垂井町が外に向かって出せるものというのは、やはりブランド品が一番最適ではないかなと私も思っておるところでございます。ただ、この中でも賞味期限というようなものがあって、やはりある部分長く保存できるものに限られてくるところもあります。ですから、全てがいけるわけではなくて、今後、先ほど担当者が答弁しましたように、いろんな製品の組み合わせとかをつくって選択してもらえるような余地をつくっていく必要はあろうかというふうに思いますが、何でもかんでも寄附をしてもらおうがために商品を充実させていくというのは、ちょっと本末転倒な話ではないかなというふうに思うところであります。

まして垂井町のように、都市部と農村部が両極端にある部分につきましては、特に都市部においては、ふるさと納税をされる方がその商品を目当てにやられるということによって、税収が落ちている現状がございます。ここら辺をやはりしっかり捉えないと、単に物をつくって、逆にもらえばいいじゃないか、もらうほうでふやせばいいじゃないかということになるかもわかりませんが、物でつるということは逆に出ていく可能性も多々あるわけで、そのプラス・マイナスがどうなるかということは、やはりしっかりと見きわめる必要があると思います。

私どもは、やはりしっかりと税収を確保するという狙いもあるわけでございますので、ここら辺はそういったところをしっかりと見ながら対応していきたいと思えます。ただ、ふるさと納

税によって、そういった垂井町をアピールする場はもちろんできるわけでありますので、それに見合ったものをしっかりと提供していく、あるいはホームページ等が未記載のところはあったわけでありますけれども、そういったことをしっかり手直しをしながら、垂井町としての情報発信をできる体制の中で、ふるさと納税というものに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の担い手の育成でございます。

この農地中間管理事業、従前まで地元が一番密着した農協が集積化事業としてやってきたわけでございますけれども、今回こういった中間管理事業というような形で出てきた一つの背景には、やはり農地の受け手として一般企業の受け入れを進めていこうという思いが国のほうにはあるのではないかなあというふうに思います。そういった部分を捉えたとき、やはり地域に根差した形の中での農協、JAのそういった集積化事業の取り組みというのは十分に評価に値するものであるというふうに思っております。ただ、補助金体系が変わってきておりますので、そこら辺をどう捉えていくかということは大きな課題であると思っております。ここら辺は、先般も農水省との懇談会でちょっと意見を申してきたところでございますけれども、やはり現制度から新しい制度に移行していくのであれば、暫定的な措置というもの、要するに補助金体系ですね、急に変わるのではなくて、しっかりとした過渡期を設けてほしいというようなこともお願いをしてきたところでございます。

一方で、担い手の確保ということにつきましては、垂井町におきましては個人、それから法人化等を進めておる中で、オペレーターの育成等もやっておるところでございますので、そういった部分、トータル的な考えの中でやっていきたい。ただ、中間管理機構の中では出し手のものが全て受け入れられるわけではなくて、議員の発言にもございましたように、農地の利用が著しく困難な遊休農地や、受け手が見込まれない農地は借り受けしない、つまり条件不利地は取り扱わないよということをうたっておるわけでございますので、それで本当にいいのかということをややはり考えていかなければいけないと思います。

やはり垂井町には垂井町の、そうしたしっかりとした地域との連携の中でこういった対応をしていくというふうに考えておりますので、もちろんこの中間管理機構の事業を使いながらということでございますけれども、さらにそれを補う部分での農地、農業の育成、補助という部分も、法人等の支援等も含めて、個人の担い手も含めてではありますけれども、支援を含めてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

前回の6月議会で、久々に一般質問をさせていただきました。一般質問は、地方議員の主張できる最大の権利であります。特に感じたことは、議会は議論の府であること、また議会は独

立していることでもあります。

先日の新聞によりますと、岐阜県議会において一般質問が1年で2回までに制限されるという記事が載っていました。いろいろな問題、事情はあるだろうが、私は議論の制限をすることは非常に悲しいことだと思います。正しいことは正しい、正しくないことは間違っていると言えることが大切なことだと思います。議員一人一人が努力し、また勉強して、周りのいろんな圧力、またはしがらみに影響されず、自分の判断で決議することが大切だと思います。

今回の質問は、住民と行政側が多く議論ができるように、行政側が情報についてどのように住民に知らせ、その情報をどのように確認して受け入れ、行政執行にどう生かしていくかを中心として質問をさせていただきます。

質問の1点目は、住民との情報の共有化について、また2点目は、元気な老人社会のまちづくりについてであります。それぞれ3項目ずつ質問させていただきます。

まず1点目の住民との情報の共有化について質問します。

1項目めの質問ですが、ホームページの内容の見直しについて質問します。

最近になってから、垂井町のホームページを見ていると、ほとんどの情報が詰め込まれているのに驚きました。ある程度の情報開示はできているように思います。それは数年前に確認していた垂井町のホームページよりずっと進んでいました。新着情報、条例集などを初めパブリックコメントでの意見も出ております。十分に評価できるものと考えています。しかし、まだまだ情報はあります。その点で質問いたします。

平成26年12月に制定された第5次垂井町行政改革大綱によると、地域との協働の推進の中で広報機能の充実の項目があり、平成27年度は垂井町広報について住民アンケートを実施するとあります。現在の進捗状況について、内容についてお伺いします。すなわち5W1Hの形で、いつごろ、対象者は、アンケートの内容は、結果はどのように誰に報告するのかなどについてお答え願います。

2項目めの質問であります。町長の行動予定について質問させていただきます。

町長は、ことしから町村会の会長も就任されていて、忙しい毎日をご過ごされている様子であります。一般住民にとっては毎日大変だろうと思う方もいれば、毎日何をしているんだろうなと思っている方もいると思います。一般の新聞では、首相動静とか知事の動静などが掲載されています。町長は公職者でもあり、行動予定表をホームページに入れてはいかがでしょうか。

他の町村を見ていると、九州熊本県の錦町の町長の行動予定表がありました。内容を見てみると、ちょうど9月は町政座談会の月でありました。1年に1回程度、各地区ごとに町民と顔を合わせて座談会を開催するというような考えはお持ちにならないでしょうか。あるのであれば、現在の考えをお聞かせください。

3項目めの質問に入ります。フェアトレードタウンの取り組みの考え方についてお伺いいたします。

6月の議会において、全員協議会の資料としてフェアトレードタウンの資料が配付され、す

ぐにでも説明会を持って、今年度中に議決を諮ろうとする動きがあったように思われました。すぐに内容を聞いたときに、NPOの推進する運動であり、インターネットの説明によると、フェアトレードとは公平貿易と訳すそうですが、発展途上国でつくられた作物や製品を適正な価格で継続的に取引することによって、生産者の持続的な生活向上を支える仕組みですと書かれておりました。

私は、活動はよいことであると思いますが、一つのNPOを支援するのはむしろフェアじゃなく、議会が議決することは一方的な事業の援助であり、不公平感を感じると反対してまいりました。

先日には、全国から大学生約70人が垂井町に集合し、座談会が開催されましたので、参加させていただきました。ほとんどの方が大学のボランティアサークルの方であり、その思いを聞かせていただいたばかりであります。内容的には、発展途上国の人たちのために日本人が手助けすることはよいことだと思いますが、議会での議決にはまだまだ住民の意識の向上が必要であると思います。

そこで、今後の動きについて、フェアトレードタウンを推進している町長は、どのように進めようとしているのかお尋ねします。また、垂井町では、どのような形で住民に情報を流し、意識をどのように確認しようとしているのかをお尋ねします。もう1点は、フェアトレードタウンを認定されることによって、垂井町は何がメリットになるのかもあわせて答弁願います。

2点目の質問に入ります。元気な老人社会のまちづくりについてであります。

1項目めは、元気な高齢者のためのふれあいサロンの推進と行政の考えについての質問であります。

平成26年3月に第2期垂井町地域福祉計画が制定されております。この計画は、平成26年度から30年までの5年間の計画であり、そのテーマとして、「ささえあいと絆のまち たるい！」とあります。今や65歳以上の垂井町の高齢者人口は25.5%となり、超高齢社会に突入いたしました。現在65歳といえども、まだまだ元気な人がたくさんいる時代であります。一方、老人医療費は1人当たり90万円程度までになっているようであります。医療費を下げることも重要であります、病気になることが一番であります。

垂井町の方針においても、また垂井町社会福祉協議会においても、元気な老人社会のまちづくりは重要であり、「ささえあいと絆の福祉のまち」をキャッチフレーズとして宣言しています。その中の対策として、ふれあいサロンの推進が書かれていますが、私も同様の考え方に立って、地域のサロンに参加していますが、1カ月に1回程度、隣近所の人や知人の人との会話は本当に楽しいものであります。たまには素人落語を聞いたり、介護保険の話や聞いたりなど、人生の気軽な生涯学習にもつながり、よいものだと考えます。

そこで、垂井町の行政の今後の取り組みについて質問します。

社協の福祉計画の中に、代表者の意見が書かれていますが、その中の要望にもありますビデオの購入とか、サロンでの講師の紹介とか、助成金のアップなど、ある程度対応できるかどうか

か、お伺いします。また、現在のサロンの数は22カ所と聞いていますが、各地域へのさらなる広がりはあるのか、各自治会への推進を進める予定はないか、あわせてお尋ねいたします。

2項目めの質問は、高齢者の趣味に対する支援についてお伺いいたします。

団塊の世代の人たちが会社を定年退職すると、何をやろうかと非常に不安になるものであります。そこで考えつくのが、私は一体何が好きだったんだろうと迷う人もいるように思います。そこで始めるのが、ゴルフ、ボウリングなどを初めとしてマージャン、家庭菜園、散歩などを始める方が多いように思われます。個人の趣味は別としても、支え合いの精神から、行政としても支援することはないでしょうか。例えばマージャンコーナーの設置とか、家庭菜園での成果を持ち寄って、役場前での朝市の支援とか、相川での散歩コースでの毎日散歩達成記念品の様なものとか、いかがでしょうか。元気なうちに行政の手を差し伸べる、これが支え合いの原点のように思います。お考えをお伺いします。

3項目めの質問です。シルバー人材センターの活用についての質問でございます。

現在、高齢者とは65歳以上の方であります。昔のように楽隠居ができるような時代ではありません。昨年まで私は行政相談員を行っていましたが、相談の中に「70歳で会社を退職し、10万円程度の年金だけの生活になったので、生活ができない」との相談がありました。私は、シルバー人材センターへの登録を勧めました。

今、シルバー人材センターは、高齢者の労働の場、生きがいの場として非常に重要な立場にあると思います。先日も地域の草刈りをお願いしても、作業員が出払っており、工期が伸び伸びになった思いがあります。決算委員会でも報告がありましたが、垂井町には公有地が大分あり、1年間に2回から4回程度、草刈りが必要であります。それは各課で管理している土地だけであり、県有地、国有地になるとおくれたりする場合もあります。先日も、ユニチカ前の県が保有している元警察官舎の跡地の草刈りについて、現地の方から「ことしはいつもより遅いが、草刈りはやらないのか」との苦情がありました。

そこで提案しますが、夏場は特に草刈りなどが多くなりますので、シルバー人材センターで人手不足ならば、役場で直接募集などをしてはいかがでしょうか。また、シルバー人材センターの登録人数と活動状況についても質問いたします。

以上、数点質問させていただきましたが、垂井町の予算を見ていますと、国保、介護保険への拠出金、それから医療費等、民生費に約30億もの費用が使われる予定であります。町長が笑顔で新聞に出ると、住民はにこっとするものです。住民と情報のキャッチボールをしながら、親しみのある町長を望みます。質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の御質問に、私のほうからは町長の行動予定表について、それからフェアトレードタウンへの取り組みについてをお答えさせていただきたいと思います。

アンケートにつきましては担当課から、それから元気な老人社会のまちづくりについても担

当課から、それぞれ説明をさせていただきます。

まず親しみのある町長ということでございますが、できるだけ親しみのある町長になるように努めておるつもりではございます。あちこちで挨拶も一生懸命させておっていただきますし、またそのことによって、やはり元気な町というイメージをあちこちでつくっていききたいと思っておりますので、またこれからもよろしく御支援お願いいたします。

まず町長の行動予定表についてであります。議員おっしゃるように、現在複数の市町で首長の動向がホームページで公開されております。その掲載の仕方はさまざまでありまして、また新聞にあるのは知事とか目ぼしい市の動向という形で、後追いの形でありますけれども、ホームページに載せるとなると当然予定という形になろうかというふうに思います。ただ、この予定というのは非常に厄介なもので、急遽予定が変わったりということが頻繁にあるわけでありまして、恐らく余り変わりそうにない目ぼしいもの、主な予定を何日にあるよという形でお知らせする程度のことは可能かなというふうに思いますが、細部にわたってとなると、なかなか難しい部分があるのではないかなというふうに思います。ただ、やはり今言った親しみのあるというか、そういったことも含めて、町長がこの日何しておるんやとわかる形での掲載ということはこれから考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、各地区での座談会についてでありますけれども、これも前回、たしか広瀬議員から御質問があったと思っておりますけれども、各地区でのそういった触れ合いトークと申しますか、座談会等を何とか展開していきたいというふうに考えておるところでございます。これまでもいろんな団体とがやがや会議であったり、懇談会であったり、定期的に開いているところもあるわけでございますけれども、今回特に4月に選挙があつて、後援会を中心に各地区、支部を回らせていただきましたけれども、やはり身近に地域の方とお話する大切さというのは、選挙に限らず、行政を行っていく上でとても重要であるという認識を持っておりますので、何とかこれを実現する方向で、1年に1回でも各支部、地区ごとにこういった形での展開を考えていけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目のフェアトレードタウンについてでございます。このフェアトレード、聞きなれない方もたくさんいらっしゃるのではないかと思いますけれども、議員がおっしゃいましたように、そもそもフェアトレードとは、より公正な国際貿易を目指す中で、途上国の原料や製品を公正な価格で取引することにより、不利な立場、弱い立場に置かれた途上国の生産者や労働者の権利を保障し、彼らの持続的な発展に寄与しようとする、そういった貿易の仕組みのことをフェアトレードと申しております。また、このフェアトレードタウンというのは、住民、あるいは企業、商店、学校、行政などが一体となってフェアトレードの推進に取り組む自治体のことを指すわけでありまして。

このフェアトレードタウンの運動につきましては、2000年にイギリスで始まっております。現在は、世界で23カ国、1,600以上の自治体がこのフェアトレードタウンの認定を受けております。日本では、2011年にフェアトレードジャパンが設立されまして、この年に熊本市がアジ

ア初、日本初のフェアトレードタウンの認定を受けたところでございます。この9月19日には、名古屋市が日本で2番目のフェアトレードタウンの認定となることとなりました。

このタウンの認定を受けるには、6つの採択基準があります。1番目には、推進組織の設立と支持層の拡大であります。2番目には、運動の展開と住民の啓発が行われること。3番目には、企業・団体等の地域社会への浸透を図られること。4点目には、地域活性化への貢献をすること。5点目には、地域の店によるフェアトレード商品の幅広い提供が行われること。6点目には、自治体による支持と普及があることが言われております。このうちの6番目の基準の中に、地元議会が運動を支持する旨の決議を行い、その地元の首長が運動を支持する旨を公式に表明することが盛り込まれているということでございます。

現在までの垂井町における、このフェアトレードタウン運動の動きといたしましては、推進母体となる組織の設立につきましては、昨年8月に町内の各種団体や、支持する人たちによって、フェアトレードタウン垂井推進協議会が立ち上げられ、先日2回目の総会が開催されたところでございます。また、町内でフェアトレード商品を取り扱う店も、現在8店舗営業されております。この店の数は、垂井町の規模ですと1万人に1店舗の割合ということでございますので、3店舗あれば条件をクリアするというところでございます。また、運動を展開するイベントとして、毎年フェアトレードデーが朝倉運動公園で開催されておまして、ことしも5月にやりましたが、5回目の開催で、若者を中心に6,000人を超える参加者があったというふうに聞いております。私も当日出向きまして、いろいろお話をさせていただいた場面もございました。

さて、このフェアトレードタウン運動に私が期待するものでありますけれども、ここでフェアトレード名古屋ネットワーク、先ほど認証を受ける名古屋市のその活動の代表である原田さとみさんから、このフェアトレードタウン名古屋の誕生パーティーの案内をいただいております。当日、ちょっと所用で出席するのは難しいところでございますけれども、その案内文の中に、原田さんが書かれた一文があります。この思いが、私の思いといいますか理念と同じくする部分がありますので、一部紹介させていただきたいと思っております。

国内でも職人仕事が消え、小さな企業、商店が減り、自然の浄化作用を超えた廃棄物で、山、森、川、海、自然の環境を壊しています。私たちは、自然に対しても、地球に対しても、地域に対してもフェアでありたいとの思いから、フェアトレードの理念を広く捉え、地域に根差した地産地消、地域活性化、地域貢献というフェアの公正を目指します。地球からの自然の恵み、水、空気、土、光などに対してもフェアに向き合い、美しい地球を未来に残せるように、私たちは地球とフェアトレードを理念に、フェアトレードを推進していますという一文でありました。

さらに言いますと、このフェア、公平とか公正さの根底にあるものは、相手の立場を理解することにあると思っております。相手を思いやる優しさに通ずるものがあると思っております。これはまさに垂井町の第5次総合計画に掲げる「やさしさと活気あふれるまちづくり」につながるもので

はないかと思うところであります。

そしてもう1つ、このフェアトレードという言葉の情報発信力に、私は大いに期待をしているところがございます。議員も先ほど申されました、今回参加されたフェアトレード学生サミットが開催されたわけでありましたが、全国の大学からたくさんの参加があったわけでありますが、私もこの座談会に参加させていただき、学生たちとフェアトレードにかかわる話をさせていただきました。そして驚いたのは、その参加者から、フェアトレードがセンター試験、大学の入試試験に出ていた、あるいはフェアトレードという言葉が高校の教科書に出ていたという話を伺いました。今の高校生、大学生にとっては、フェアトレードは特殊な言葉ではないんだなあと感じたところであります。

今回参加した学生たちも、フェアトレードタウンに取り組む垂井ってどんな町なんだろう、そんな好奇心から参加した子も結構いたのではないかというふうに思います。先ほどから人口減少の話が出ておりますが、地方創生において若者の都市圏への流出が言われておりますが、フェアトレードにおける若者のフェアトレードに対する支持というものは、対外的に垂井町をアピールできる大きな武器になるのではないかと考えているところがございます。

ただ、課題として、議員の発言にもありますように、住民の意識の広がりはまだまだ十分と言える状況ではないと思っております。タウンとしての認定基準は整いつつありますが、これからも焦ることなく、推進協議会が中心となって地域社会への浸透や住民啓発に力を注ぎながら、着実に底辺を拡大する運動を広げていってほしいと思います。このことに行政としてもしっかりと支援をしていきたいと思っております。

それから1点、これはフェアじゃないんではないかという発言がございました。一つのNPOの活動を支援するだけでフェアではないんではないかという発言がございましたが、今言いましたように、このフェアトレードタウンの推進というのはNPOの支援ということではなく、地域をどうつくっていくかということにつながるものがございますので、決して一つのNPOを支援するためだけではなく、垂井町がどうあるべきかということに取り組んでいく運動であると思っておりますので、そこら辺の御理解をよろしく願います。

他の答弁につきましては、担当から説明させます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 後藤議員の1番目の御質問でございます町民との情報共有についてのうちの、広報「たるい」に係りますアンケート調査の実施についての答弁をさせていただきます。

最近のインターネットやスマートフォンなどの普及によりまして、町民の皆様の情報収集の方法が多様化してきている一方で、町政に関する身近な情報ツールであります広報「たるい」の発行は、町民の誰でもが入手できるものとして大きな存在となっているところがございます。広報「たるい」は、昭和29年9月の第1号から今月号まで736回発行しておりますが、これま

で表紙のリニューアルや、町の話題をできる限り掲載するなど、より身近で親しみのある広報づくりに取り組んでまいりました。

しかし、昨今では情報内容のマンネリ化によります広報離れの意見も聞かれることから、広報「たるい」の現状がどうかという検証をするため、今回アンケート調査を実施することいたしました。

今回のアンケート調査は、第5次垂井町行財政改革大綱の3つ目の項目でございます、地域との協働の推進の中の1つ目の地域との情報共有の促進の中で、広報機能の充実の取り組みの中で実施されるものでございます。町内に在住されます1,000人を対象に、地区別・性別・年代別に無作為に抽出をしまして、より見やすくわかりやすい広報づくりを取り組み、また広報「たるい」で必要な情報が十分得られているか、またこの内容を掲載してほしいなどという意見を聴取しながら、さらなる町民の皆様の情報収集の効果的な手段となるよう、今後広報づくりに反映していきたいというふうに考えております。

なお、このアンケート調査でございますけれども、今年度計画に基づきまして、10月の実施に向けて現在調整を行っており、収集結果につきましては、広報「たるい」、また町のホームページにおいて公表を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 後藤議員の質問のうち、健康福祉課所管に係ります2番目の元気な老人社会のまちづくりについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、議員説明の地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画についてですが、垂井町地域福祉計画は、地域で行う取り組みの方向性や基本的な考え方を示し、平成26年度からの5年間を計画期間といたしまして、垂井町が作成したものでございます。その計画をもとに、垂井町社会福祉協議会では、地域福祉計画を実現するための具体的な計画といたしまして、平成27年度からの5年間を計画期間といたしまして、垂井町地域福祉活動計画が作成されたところでございます。

さて、高齢になりますと、身体的にも家の中に引きこもりやすく、近所づき合いも少なくなり、地域で孤立してしまうおそれがあり、これを防ぐには、地域とのかかわり合いを継続し、高齢者を初め地域の誰もが気軽に立ち寄って、おしゃべりができる居場所づくりを進めることが効果的であると言われております。そこで、本町におきましては、各地域におけるふれあいサロンの設置、運営について、各自治会などの地域住民が中心となって、自主的な運営によって始められるよう、社会福祉協議会が推進してきた事業でございます。

そこで1点目の質問、ふれあいサロンの推進と行政の考え方についてですが、ふれあいサロンは、垂井町地域福祉計画及び垂井町地域福祉活動計画において、ともに活動の推進を掲げています。議員質問のふれあいサロンにおける支援、援助など要望の件についてですが、ふれあ

いサロンの推進機関であります社会福祉協議会からは、今のところ具体的な要望はございません。よって、現在のところ、支援、援助の協議を行っていないというのが現状でございます。しかしながら、社会福祉協議会から要望があれば、協議の上検討をいたしてまいります。ソフト面、ハード面など、内容によっては支援の対応も可能であるかなと考えております。

なお、議員の質問の中で、ビデオの購入、貸し出しですけれども、サロンでの講師の紹介に触れられておりますけれども、こちらのほうは社会福祉協議会さんのほうで実際行っているというふうに伺っておりますので、一度確認のほうをよろしくお願ひしたいと思います。また、ふれあいサロンの内容によっては、介護保険制度での第1号通所事業を活用した支援なども可能ではないかと今考えているところでございます。

また、本町におけますふれあいサロンは、開催箇所の増減を経まして、現在の22カ所での開催に至っているところでございます。今後につきましては、各地区でのリーダーやスタッフ、そして内容など運営における課題はありますが、気軽に歩いていける、近場での設置、開催に向けた取り組みに対して、推進機関の社会福祉協議会と連携を深めて、特に集会所などを利用した設置について、さらに推進していく所存でございます。

続きまして、2点目の高齢者の趣味に対する支援についてですが、1点目のサロンの質問にも通じる内容ではないかと思われませんが、各地域で行われているサロンでは、定期的に集まっておしゃべりを楽しむほかに、運動やレクリエーション、また歌声喫茶など、いろいろな趣向を凝らして活動をしておられます。行政としましても、夢の屋を立ち上げ、現在ボランティア団体の方が運営をしておられ、多彩なイベントを開催するなど、多くの高齢者が集う場所となっています。議員提案のマーじゃんや家庭菜園などにつきましても、まさしくサロン活動に通ずるのではないかと思われませんが、今回の具体的なマーじゃんコーナー、家庭菜園の朝市、散歩達成記念につきましては、まだ実態がなく、内容も明確でないものに対して支援できるか否かは、現在のところお答えすることはできません。

また、当然のごとく、単に趣味に対しての支援ではなく、あくまでも団体などにおきまして、高齢者の居場所づくりや高齢者の支え合いなどを目的に行う事業活動の一環として実施するものでなくてはならないと考えております。ただ、このようなサロン的な事業や活動が新たに地域で展開されることこそ、支え合いではないかと理解はするものでございます。

続きまして、3点目のシルバー人材センターの活用についてですが、地域の高齢者が長年培ってきた知識や経験を活用し、福祉の受け手から社会の担い手として、地域社会の活性化に貢献されているところでございます。

そこでまず、シルバー人材センターの登録者数ですが、7月時点で、男性209名、女性116名、合計325名の方が登録をされておられます。また、活動内容につきましては、草取りや筆耕事務などの軽作業から、剪定、ふすまの張りかえなどの技能作業、また掃除や洗濯などの家事援助など多岐にわたっております。

議員提案の人手不足ならば役場で募集してはの件についてですが、現在のところ、シルバー

人材センターから人手不足との話は特に聞いておりません。逆に、公共事業については、よりシルバー人材センターの利用の要望を受けているところでもありまして、役場で作業員を直接雇うということは今のところ考えておりません。人手不足というよりも、高齢者の方であるため、特に暑い夏については、体調の関係とか作業日程等の関係があるのではないかとと思われるところでございます。

行政としましては、今後も高齢者の就業機会の提供や生きがいづくりの場として、シルバー人材センターの支援に努めていく所存でございます。

以上が後藤議員からの質問、元気な老人社会のまちづくりについてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） ちょうど12時になりましたが、簡単に再質問をさせていただきます。

1点目のフェアトレードタウンですね、これは町長の思いはわかったわけなんですけれども、本当にこれからゆっくり議論を進めてから進めるということですので、少なくとも町内の中の50%以上の方が賛成と言わん限りはこれは難しい。議決するという事は、例えばボランティアのまちを宣言するとか、そういうことと全く同じようなことであり、まさにこの垂井町がそういったボランティアを宣言するぐらいの力があるのかどうか。名古屋とか福岡市などはかなり大きなまちであって、一つの支援をするには十分な財政力もある。ただ、今の町長の説明の中で、確かにフェアトレードタウンというのが、今教科書とかそこらにも載ってくるという時代にはなりつつあるかなという気もします。ただ、今のところは、大学生、この前の集会においても、岐阜県の大学生はおらへんのですね。周りばかり、垂井町を見たいからということだろうと思いますが、そういった形で再質問ですが、もう町長はやるならば目標、僕は最初の質問で、ことしにも決議しようと感じたんですが、目標をどれぐらいに置いているのかというのを再質問いたします。

それから、元気な老人社会のまちづくり、答弁、説明等は非常にありがたいような話なんですけど、今の町が推進していかないと、まるで社会福祉協議会に投げているような感じがしてなりません。今22カ所のサロン数、例えばことしは1件でも2件、5件でも30にするんだとか、そういった方針を持ってやらないのか、リーダーとかスタッフとか、問題があるのは当たり前の話で、問題があるから質問しているんであって、そういったもう一度サロンの広がりについての意気込み、これは町長から答弁していただいたほうがいいのかもわかりませんが、その2点について再質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

目標時期というのは非常に難しい話かと思えます。ただ、現実、今50%の理解がなければだ

めだというふうな御意見もございましたけど、決してその半分が妥当なのかどうかということではなくて、やはりそれを進めようとする意気込みを広げていく部分では、仮に50%ないからできないということではないと思います。そういった側面もあるというふうに思います。

一方で、先日、先ほど言いました推進協議会の総会があったときに、フェアトレードのアンケートが、日本フェアトレードフォーラムというところがやって、垂井町からもサンプル数は少ないんですけども、とっているようであります。その中で、認知度についての数字がありましたので、ちょっとお知らせをします。

認知率が、フェアトレードタウンのことについて、全国では29.3%、垂井町では24.3%という数字が出ておるようでございます。先ほど、フェアトレードタウンを宣言する名古屋、この9月19日に宣言する名古屋でございますが、名古屋の認知率は36.9%ということでございます。決して過半数が認知しているからフェアトレードタウンになるというわけではなくて、やはりその運動をどう進めるかということに重きがあるのではないかというふうに思います。

したがって、その目標時期というのは、先ほど言いましたように、持っている意味合いですね、若者に対するアピール力、あるいは情報発信力と考えると、なるべく早いほうがいいなと思うところもありますけど、この運動の実態を捉えると、やはり少しでも多くの方に垂井が取り組んでいるということを理解してもらうことも必要になってまいりますので、そこら辺のせめぎ合いを見ながら、何とかなるべく早くという思いの中で、しっかりと底辺拡大を図っていくというような取り組みをしていくことが必要ではないかなと思います。

その中で、まず議会の議決ということも必要になってまいりますので、議員さん方において、そのフェアトレードというものがいかなるものかということをしかりと理解していただくことが、そういった場も必要になってくると思います。ぜひ積極的に学びの場をつくっていただけたらと思うところでございます。

それから、高齢者のサロンの展開につきましては、先ほど22と申ししたのは、支え合い連絡会を中心とした各地区でのサロン展開の数でございますけれども、決して高齢者を社協に全て丸投げしておるという状況ではなくて、高齢福祉係においてはやはり要介護、これからの介護保険の改定の関係もあって、要支援1・2の対応等もあるわけでありまして、社会福祉協議会と連携をする中で事業を進めていくということが必要になってくると思います。丸投げということではなくて、お互いに、垂井町が手を出せない細かいところまで、社会福祉協議会に担っていただく、またはその大もとを町がしっかりとサポートしていく、こういう体制をしかりつくっていくことが必要でありますので、そういった意味において、社会福祉協議会とこれからもやはり、しっかりと二人三脚で頑張っていかなければいけないと思っているところでございます。

さらなる展開につきましては、先ほどお話ししましたように、やはり歩いていける、近いところで展開するということは大事なことであるというふうに思います。そういった部分を含めまして、なるべくたくさんの方が参加できる体制づくりをこれからもしっかりと支援していき

たいという思いで、数についての発言はちょっと控えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長から許可がございましたので、通告に従い、大きく3点について質問します。

1つは、これからの公共施設のあり方について、2つ目は、小・中学校の不登校について、3つ目は、迷い猿など、有害動物の対策についてです。

大きい1つ目は、これからの公共施設のあり方についてお尋ねします。

昨年4月、総務省は全国の自治体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。この要請を踏まえ、垂井町はいつ計画を策定されるつもりか、その時期について、まず1点目お尋ねいたします。

現実的に施設の統廃合を具体的に検討する際は、各所管課も含め、町民も議会も納得いく説明という大変高いハードルを越えなければならない可能性があり、その調整には多大な時間と労力がかねばならないことが予想されます。一方では、老朽化した公共施設の全てをそのまま更新することは、財源確保の観点や、あるいは広報8月号のトップ記事にございましたが、人口減少時代を迎えて、これまでの公共施設等の利用は確実に変化していくことが予想されます。

このことは、これまで必要とされてきた公共施設の余剰化や遊休化がさらに進展することを意味し、あわせて利用者の減少、施設活用が十分に行われていない施設が増加する、その傾向はますます顕著になるということでもあります。つまり私が思いますに、未来に残すものを選択していくことが必要になってくることを意味し、公共施設の種類や機能の重複をしっかりと検証しながら、不要と思われる施設、機能の解消を図ることが大変重要ではないかと考えるわけでもあります。

そこで2点目として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関し、機能別に統合することや、また広域での活用がその手法と考えられます。

町長、私の今申したことについて、計画作成に当たりどうマネジメントされるのか、どのようにマネジメントされていくおつもりなのか、その所見についてお尋ねいたします。

次に、具体的にクリーンセンターの延命化と今後のあり方についてお尋ねします。

ごみ減量化はどこの市町も取り組まなければならない課題であり、垂井町のクリーンセンタ

一の炉といえども寿命、耐用年数があります。

耐用年数は15年から20年とお聞きしておりますが、平成9年につくられた垂井町のクリーンセンターですが、もう18年経過しております。それで老朽化と呼んでいいのかどうかわかりませんが、老朽化した現在、今後どのようにそれぞれの炉を延命化していけるのか。または改築の観点が必要と考えますが、先輩議員にお聞きしましたところ、垂井町は計画的に修繕の措置を施し、延命化を図り、しばらくの間は今の施設を活用していくと伺っております。しかしながら、いずれは延命化した後の方向性について、町単独の処理か、それとも広域化処理の判断が求められる時期が目前に迫っていると思います。

そこで、次の点についてお尋ねします。

3点目は、いつの時点、つまり何年度から延命化を図っておられるのか。

4点目として、それに要した事業費について年度別にお聞かせください。

5点目は、単独改築とした場合の考えについての所見を伺います。

6点目として、単独ではなく、広域を選択した場合、どこの広域組合等へ加入するつもりがあるのか、具体的な名称が無理ならば、その方向性について伺います。

以上、3から6点は所管課長、第1、2点につきましては町長からの御答弁をお願いいたします。

次に大きい2つ目は、小・中学校の不登校についてお尋ねします。

夏休みも終わり、体育祭等の体育活動が盛んになってまいりました。

さて、さきの報道によりますと、文部科学省が公表した学校調査によると、県内の不登校の児童数は2014年度、小学生が563人で、前年度から22人増、中学生は1,916人で120人増であったと。1,000人当たりの不登校者数は、小学生5.0人、全国平均が3.9人で、都道府県別で4位、中学生は1,000人当たりで31.3人で、全国平均は27.6人ですが、大きく上回り8位でした。現在の方法で統計をとり始めた1998年度以降、最も高くなりましたと。心理的、社会的要因などで30日以上欠席した児童・生徒の数、またいじめを苦にした場合もこれに含めるが、病気や経済的理由の場合は除外するとあります。

そこで、まず1点目は、垂井町での不登校の生徒の状況についてお聞かせください。

次に2点目ですが、今日、少子化の中で子育てや教育環境も目まぐるしく変わっているようで、親御さんはもちろん、現場の先生方も御苦労は大変かと思われれます。以前から、保護者や地域と学校が一体となつての教育が大切と言われ続けていますが、このような三位一体の教育環境や意思疎通など、今日的な課題と目指す方向について教育長の所見をお聞かせください。

大きく3つ目は、ことしに入り、東地区の綾戸地内において、迷い猿が目撃されております。見なれない動物を発見しますと、子供や農作物への被害に及ぶおそれがあると地域の方々の心配の声を聞くところであります。

町内の猿被害やイノシシ、鹿、熊などの出没状況と被害の実態及び駆除対策や今後の対応について、先進地の事例も含めお尋ねいたします。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

私のほうから、これからの公共施設のあり方についての1番目の公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、それから2点目のクリーンセンターの延命化における単独、あるいは広域についての所見、5点目、6点目ということでございましたけれども、それについてお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目、これからの公共施設のあり方についてであります。

総務省では、地方公共団体の厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用、需要が変化していくことが予想されることを踏まえて、昨年4月、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう地方公共団体に要請をしております。議員が冒頭申されたとおりでございます。

ところで、既に垂井町では、耐震性の低い14の施設について先行して公共施設整備方針を打ち出し、老朽化対策に対する取り組みを行っているところでございます。

今回、指示がございました整備計画の策定に当たりましては、総務省が示す指針に基づき計画の策定に取り組むこととされておりますが、指針では計画に記載すべき事項として、公共施設等の老朽化の状況や利用状況、総人口や年代別人口の今後30年程度の見通し、公共施設等の維持管理、更新等に係る中・長期的な経費や充当可能な財源の見込みなどを記載し、そのためには全ての公共施設等の現状や課題を客観的に把握、分析することが必要であるとされております。

さらに、この計画期間は10年以上とすることが望ましいとされており、全ての公共施設等を総合的、計画的に管理することができるよう、全庁的な取り組み体制を構築し、その取り組み体制を記載する必要があるとされております。計画策定に関する経費につきましては、平成26年度から平成28年度にわたり特別交付税が措置、措置率は2分の1でございますけれども、されることになっております。

そこで、1点目の御質問の公共施設等総合管理計画の策定期間についてでございますけれども、本町では今年度、全ての公有財産を対象とした固定資産台帳の整備に7月29日にキックオフ、つまり事業着手いたしております。

その必要性の背景には、一つには、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えること、一方で公共団体の財政は依然として厳しい状況にあること、一つには、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくことなどがあります。新公開制度による財務書類作成のための資料としてだけでなく、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化の観点からも、この台帳整備を必要不可欠とし、この固定資産台帳の整備により、町全体の資産や債務を適切に把握し、継続的な管理体制の構築を図ることとしております。したがって、

固定資産台帳を有効に活用しながら、来年度必要な予算措置をさせていただき、公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の計画策定に当たり、どうマネジメントをしていくのかについてでございますが、公共施設の更新、統廃合、長寿命化など、今後どのように公共施設を管理していくかは、例えば現在の利用状況について申しますと、評価していく上で町民全体では一体どれだけの実利用者が存在するのかの把握でありますとか、多様な機能をあわせ持った複合的な使い方はできないかどうかも含め、今後の利用需要、耐用年数等を踏まえ、町としての方針を明確にした上で計画に記載する必要があるものと考えております。

その検討過程においては、管理部局が複数あり、また特定の利用者が存在しているため、簡単には統廃合については合意形成ができないものと予想され、情報の洗い出しの段階から全庁的な取り組み体制を構築する必要があります。その上で全職員が情報を共有し、町の将来を見通す中で、しっかりと公共施設等の管理方法を検討し、全庁を挙げて計画策定に取り組む所存でございます。

また、この計画では、今後における垂井町のまちづくりのあり方にかかわる重要なものであるという認識をしており、計画策定段階から、議会や町民への十分な情報提供を行いながら策定を進める必要があると考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

2点目のクリーンセンターの延命化についての、今後、単独改築した場合の考え方についての所見、それから単独ではなく広域化を選択した場合、どこの広域組合に加入するつもりなのかというようなことでございますが、単独処理となりますと、建てかえに当たり、安全性、ごみの貯留量等から、現在の敷地内に建設することは非常に難しい状況ではないかと考えております。新たな建設用地の確保の問題、膨大な建設費や建設後の維持管理費等の財源確保など多くの課題が想定されます。特に、財政面におきましては、国からの支援である循環型社会形成推進交付金が、この要件が人口要件で5万人以上、また面積要件でごみ処理面積が400平方キロメートルということがありまして、これはいずれも垂井町は対象外になります。したがって、自主財源によることになるということで、財政的にとても大きな影響が出るものというふうに考えております。

広域化の処理につきましても、広域の自治体では既に広域処理等が構築されておりまして、近隣でも3市7町で構成する一部事務組合、あるいは1市2町で構成する一部事務組合がございますが、いずれも当然に入っていくには協議が必要であり、受け入れ側の意向とともに施設の設定規模や処理能力の余力などにも左右されるものであります。かなり困難な状況にあるのではないかと認識しております。また、この加入に伴いまして、応能負担分の課題等も出てくるところでございます。

いずれの方向性につきましても、どちらもたやすい選択ではないという状況で、特に広域化につきましても、受け入れ側の意向いかんによるものであり、受け入れ先の選択、それから加

入が可能であるのかどうか、またタイミングや加入した場合のメリット・デメリット等、事前の十分な調査による慎重な対応が重要となってくるものと思います。

延命化を図っておりますが、当面は既存施設の長寿命化を図るとともに、延命化対策に取り組むとともに、今後どうするかどうかの事前調査を十分に進め、慎重に方向性を導き出すべきだというふうに考えています。現時点において単独であるのか、あるいは広域化にするのかの判断は非常に難しい段階でございますので、今後さらに調査研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 広瀬議員の1点目の、これからの公共施設のあり方についてのその2として、クリーンセンターの延命化と今後のあり方について4点の御質問がございました。

私からは、1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

クリーンセンターは、総工費28億2,000万円にて建設され、議員からも説明がありましたが、平成9年3月に竣工し、現在18年を経過しております。ストーカ式焼却炉2基で、1日8時間活動により、ごみの焼却能力は40トンでございます。平成26年度の焼却量実績は1日当たり28トンございました。焼却量は適量であり、焼却能力の性能水準が保たれている状態でございます。プラントメーカーからも良好な状態で維持管理がなされています。今後も現状のメンテナンス方式を維持しながら、効果的に設備の更新並びに補修を行うことで、10年から15年程度は今後さらに供用することが可能であると提案を受けております。

また、環境省からの資料にも、ごみ焼却施設の耐用年数は、これまでは一般的に20年程度とされておりましたが、建物について見れば50年程度の耐用年数を備えており、また設備、機器等については20年程度経過しても、高い健全度を保っているものは、部分的な補修で健全度を回復するものが多い。これにより適正な維持管理や重要設備を適切な時期に更新するなどの対策を行い、ごみ焼却施設の耐用年数の延長を図ることが望まれるとしております。

また、30年以上に稼働している焼却施設もあるとしております。このことから、クリーンセンターにおいても、日常の適正な運転管理と毎年定期点検、整備や基幹的設備の補修等、適時の延命化対策を実施し、施設の長寿命化を図るために努めております。しかしながら、いずれ老朽化、経年劣化の進行により稼働しなくなるときが必ず訪れます。議員の御指摘や町長からの答弁にありましたように、今後どのようにしていくのか、現在のように単独での処理とするのか、それとも可能であれば広域での処理も視野に入れた選択への検討や、さらなる調査も必要になっていると考えております。

それでは、議員御質問の1点目の、いつの時点、何年度から延命化を図っているのかでございます。

プラントメーカーから提案がありました10年後も現在と同様な状況を維持するといった計画をも参考にして、平成25年度から延命化を視野に入れた設備、機器等の補修を実施しておりま

す。個々の設備、機器を適正に保全し、かつ機能診断、評価、改善することを目的に、焼却設備清掃点検を優先項目や推奨頻度ごとに実施する4カ年計画を25年度に作成し、毎年度実施しております。

次に2点目の、それに要した事業費、年度別の実績でございます。

使用設備等の補修として、平成25年度には燃焼設備で、燃焼装置や焼却炉の耐火物の補修、また焼却設備清掃点検を実施し、1億2,810万円ほどの費用でございます。平成26年度には焼却設備で燃焼装置や焼却炉の耐火物の補修、灰出し設備で灰押し出し機の補修、また焼却設備清掃点検などを実施し、1億3,902万円ほどでございます。

平成27年度には、燃焼ガス冷却設備や受け入れ供給設備でごみクレーンの修繕、燃焼設備で焼却炉の耐火物の補修、また焼却設備清掃点検等の実施に8,548万円ほど予定しております。プラントメーカーからは、25年度から34年度までの10年間において、11億6,000万円ほどの費用をかけて延命化計画が提案されておりますが、その中から焼却設備清掃点検やプラントメーカーからの意見も参酌し、緊急性や重要度から優先項目を把握し、毎年適時に補修等が必要な状況を見きわめて、設備等の更新や補修を行っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 広瀬議員の第2点目の小・中学校の不登校についてお答えさせていただきます。

垂井町の不登校の状況につきましては、今年度の7月現在、7日以上欠席があった児童・生徒は町内の小・中学校合わせて16名でございます。岐阜県全体の結果と比較しますと、それよりは低い値となっております。

また、不登校の理由といたしましては、児童・生徒によって違っておりまして、幾つかの要因が重なっていると思われる場合も多く、多種多様でございます。主な理由といたしまして考えられるものは、対人関係の不安や健康上の不安、怠けるという意味の怠学、また家庭問題等が上げられます。

不登校の問題は、議員御指摘のとおり、家庭と地域と学校が連携して取り組むことがその解決にとって必要不可欠でございます。教育委員会としましては、スクールアドバイザーを配置し、不登校の悩みを持つ子供やその保護者、担任のカウンセリングを通して、3者を結びつけ、解決へのコーディネートをしております。

また、健康福祉課や西濃子ども相談センター等の関係課や関係機関を活用したり、地域の人権擁護委員、民生児童委員と連携したりできるよう、学校長と協議してまいりますので、どうぞよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 広瀬議員からのお尋ねの迷い猿など有害動物の対策についての中で、町内の猿被害やイノシシ、鹿、熊などの出没状況及びその被害の実態、または駆除対策や今後の対応についての内容のお尋ねがありましたので、答弁をさせていただきます。

イノシシ、鹿の出没状況につきましては、町北部、南部の山すそ周辺に防護柵を設置したことにより、減少傾向ではございますが、依然として農作物に対する被害は発生しております。

ここで捕獲状況を申し上げますと、捕獲状況につきましては大変増加しております。平成25年度においては、イノシシ13頭、鹿28頭であったのに対し、平成26年度においては、イノシシ66頭、鹿79頭、熊3頭の捕獲実績があります。また、本年度、平成27年度におきましては、9月15日現在でイノシシ42頭、鹿105頭、猿1頭となっております。被害の実態につきましては、田んぼの苗や稲を初め、畑の野菜など1年を通して被害が発生しております。

これらの対策といたしましては、垂井町鳥獣被害防止計画に基づき、垂井町有害鳥獣捕獲隊と連携し、箱わな、くくりわなを中心とした仕掛けにより捕獲に当たっております。捕獲状況については先ほど申し上げたとおりでございますが、緊急時におきましては、県、自治会、学校、保育園などと情報共有をして対応しているところでございます。

一方、お尋ねの猿でございますけれども、今のところ人に対する被害は聞いておりませんが、昨年春ごろから、府中、岩手などの町北部の山を中心に20から30の群れで出没するようになりました。また、はぐれ猿と思われる猿が単独で垂井地区とか東地区において出没している状況でございます。

この猿につきましては、追い払い、怖がらせることをもってすみ着きがなくなるということでございますので、目撃情報があれば垂井警察署と連携し、爆竹とかロケット花火によって追い払いや周辺のパトロールを実施しているところでございますが、地元の方々にも協力を求めまして、爆竹とかをお預けして御協力いただいているところでございます。

県においても、最近非常に猿の出没が多いものですから、本年11月から出没状況と被害状況の調査を実施することとしています。この結果をもとに対策指針が作成されるというふうにも聞いております。これらの状況を踏まえ、今後はさらに地元地域と一体となった被害防止体系を確立しまして、被害の軽減を目指していくこととしておりますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 大変御答弁ありがとうございました。

まず最初に、公共施設の総合的、計画的な管理の推進についてでございますが、7月29日にキックオフをされて、あと全庁的な取り組みをしていきたいということで今お聞きしたわけな

んですけれども、垂井庁舎の建てかえの問題があるんですけれども、庁舎のほうに集約するといったような施設も出てくるかと思われま。そういった意味で、庁舎の近くというか、そういうところでも集約するためには早く計画していただくというか、町民の方との全庁的な取り組みを早くしていただきたいなと思います。

そのようなことで、庁舎のほうへいきますとワンストップサービスができるといったような施設も必要かと思しますので、その辺のところを考えておられるのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

さまざまある公共施設の中で庁舎を今取り上げられたわけでございますけれども、庁舎につきましては、この後質問も出てまいります。庁舎のあり方検討委員会等が協議されておまして、場所についての方向性が定まったところで、今後この中についての協議はこれから進められていくところでございます。そういった部分で、どういった設備を持たせるのか、あるいはどういう機能を持たせるのか、そういったこともこれからの協議の中での課題でございますので、その中でしっかりと論議をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく2点についてお尋ねをいたします。

まず第1点目、新庁舎移転先決定について、2点目、エコドームの場所選定は失策だったのではということで、どちらにも共通しているのは、場所選定についてでございます。

それではまず第1点目、新庁舎移転先決定について。

平成26年11月25日、第1回垂井町庁舎あり方検討委員会が開かれ、その後、検討、協議の末、平成27年8月31日、第5回垂井町庁舎あり方検討委員会で移転先をA地区、文化会館南側付近、ショッピングアミと決定し、公表しました。委員会の庶務は、規約に役場総務課において処理するとあります。この間、永澤副町長と片岡健康福祉課長は町役場を代表して委員として垂井町庁舎のあり方について一緒に検討し、協議をしてこられましたので、そこでお尋ねをいたします。

昨年9月議会において、役場作成の庁舎検討に係る比較表で、建てかえをする場合、約27億円との試算がありました。その時点では、町行政からはそれ以上の説明はなく、今日に至っております。住宅建築においてもまず顧客に総工費、予算を尋ねてから、そこから具体的に詳細に入ってくるのが常套手段と言われているわけですが、事業費、総工費上限がわからなければ何も進展しません。

最近の例として、新国立競技場、オリンピック会場も整備計画が価格の件で白紙撤回、全く

振り出しに戻りました。財源が最も大事かと思われます。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目、建てかえをする場合の新庁舎に係る事業費、総工費の上限は幾らですか。第2回のあり方検討委員会の役場作成資料には、事業費27億9,000万円、土地取得費は含まずとありますが、ここで確認をいたします。

2つ目、土地取得費の上限は幾らですか。先ほど含まずとありますが、また建物新築費の上限は幾らですか。これによりある程度、候補地の目安になると思われますが。

3番目、跡地利用費の上限は幾らですか。跡地利用は移転と同時に進めるべきであります。跡地のことは後では、住民は納得しません。この庁舎を壊すなら壊す費用がかかります。壊した後何かを建てるなら、さらに費用がかかります。この庁舎を利用するならば、耐震改修費用がかかります。予算がなければ何もできません。跡地利用費の上限は幾らと踏んでおられるのですか、お尋ねをいたします。

4点目、27億9,000万円の財源の内訳は何ですか、お尋ねをいたします。平成27年度予算資料では、庁舎建設基金残高約8億円とありますが、そのほかの財源の内訳をお尋ねいたします。

5点目、我が町は公共施設が分散しています。今後それらを集約する方向ですか。分散の方向ですか、お尋ねいたします。これによって、町のあり方が大きく変わると思われます。我が町は、保健センター、社会福祉協議会、町民体育館、体育センター、中央公民館、老人福祉センター、文化会館、南体育館、勤労青少年ホーム、デイサービスセンター垂井ケアセンター、福祉会館、商工会等々多くの建物が分散しています。

6番目、移転候補地の評価結果についての御見解をお尋ねいたします。

1つ目、8月5日の第4回のあり方検討委員会に提出されましたD地区、垂井警察署東側付近の、この間違った移転候補地は、誰の指示でどこで作成したのですか。お尋ねをいたします。

2つ目、8月31日の第5回あり方検討委員会で委員会で修正されましたD地区の移転候補地の評価表は、誰の指示でどこで作成したのですか。

3つ目、永澤副町長も片岡健康福祉課長も知ってこの資料を提出されたと思われますが、資料を作成したのは役場であり、当初から、このD地区に対してバツだと、不可だとする意図があつて勇み足になったのではないかという声がありますが、その見解を尋ねます。

4点目、第5回の議事録は、まだ今のところインターネットで手に入らないんですが、その内容についてはわかりませんが、もう少しA地区とD地区の比較検討を時間をかけてすべきではなかったのか。交流が性急すぎではなかったか、その見解を尋ねます。A地区と修正されたD地区の検討がたった第5回のあり方検討委員会一日で終わっていると。

以上が質問であります、その質問理由を述べます。

8月5日に開催されました第4回あり方検討委員会において、提出された資料、今ちょっとここへ持ってきておりませんが、移転候補地の評価表の中でD地区、垂井警察署東側付近につ

いて、②の法規制等の欄に、米印でD地区は庁舎の建設は市街化調整区域における開発行為として認められない、バツとあります。また、③番目の権利状況の中に、D地区は農用地の転用、買収は原則として困難、バツとあります。また、7番目の位置づけの欄に、D地区は玄関口の役割は低いとあります。そして、最終ランクの欄では評価点なし、評価結果の整理の欄では、市街化調整区域の庁舎建設は困難であり、移転候補地の対象外とするとありました。全体で評価点はペケが2つあるだけで、丸が1つもありませんでした。それどころか、評価対象外、不可となっていました。しかし、評価対象外、不可となっていたものが、8月31日の第5回あり方検討委員会では、わずかな期間で評価が180度変わり、D地区は二重丸が1つ、丸が9つとふえています。評価結果の整理の欄では、ワンストップサービス等はA案に次いで有効であるが、市街化調整区域であり、まちづくり、都市構造上の位置づけの見直しと法的手続が必要であると変わっております。

すなわち、この5日から31日までの短期間の間に訂正・修正をされたわけですが、これは単なる手続上のミス、また記載のミスでは済まされない。特に、2つ目の法規制等の欄は本来法に基づくものであり、評価対象外、不可としたことは、これは法を曲げたことにはならないか。修正はされましたが、インターネットでは全国に既に配信された後でした。

垂井町は新庁舎の整備に対して、基本構想、策定業務を某コンサルタントに委託しております。委託期間は2016年3月末までとありますが、この作成に当たり、お1人は町長の代理たる永澤副町長、お1人は一級建築士の資格を持つ健康福祉課長がかかわられております。御存じなかったことはあり得ないと思うわけですが、8月31日、A地区案に次いで有効であるD地区を当初から評価対象外としたことは、そこに何らかの意図性さえ感じさせるものではないかという声があります。

○議長（丹羽豊次君） 富田議員、通告内容に従ってください。

○11番（富田栄次君） はい。ですからこれ、今の質問に対する理由なんです。最後までお聞きいただきたいんです。

例えば、ある電器店の店員さんがお客さんから映りの悪いテレビの調整を依頼された場合、このテレビを壊せば客は新しいテレビを買ってくれると考え、わざと間違った修理を行い、テレビを壊したならば、これは違反行為であります。法的に問題となります。

そこで副町長にお尋ねします。

先ほどの項目であります。繰り返します。1つ目、第4回、これについては先ほど言いましたので、誰がどこの指示で作成されたのか。

2番目、やはりこれは第5回目についても先ほど言いました。どこの誰の御指示で。

3番目は、これを御存じであって、勇み足でなされたのかどうかという声がありますが、その見解をお尋ねいたします。

4番目も先ほど言いました。もっと時間をかけるべきではなかったかということです。

町長さんも建築士、私も建築士であります。関係する役場職員であれば、また少し知識の

ある者であれば、すぐ気づくことであります。この資料は役場で作成されていますが、私はホームページでこれを見るなり、役場のある某課に即電話を入れました。本当に不可なんですか、不可とはどういうことかというような質問をいたしました。

以下、質問理由を続けます。

新庁舎と文化会館等を併用したときについては、関ヶ原合戦をテーマにした歴史講演会が先日行われました。文化会館で9月5日にありましたが、新聞によると町民約450人が集まったとあります。文化会館の203台と身障者用3台の駐車場には車があふれる。堤防、河川敷にも駐車、歩行用通路にも駐車するほどです。文化会館の収容人数は703席とすると450人の収容で、こんな状態ですから、満席のときには間違いなく駐車場は不足することになります。先日の観光協会60周年記念講演会のときも、満席ではなかったのに同じような状況でした。

新庁舎をヨシヅヤ跡地に建てたとき、文化会館駐車場を兼用すればということですが、逆に文化会館でイベントがあるときには、新駐車場のスペースがなくなることに懸念があると言われております。新庁舎では、ほとんどの人が車で来庁することになります。また、周囲の環境からも車の駐車台数は間違いなく減ると思われています。

2つ目に、町役場の当初からの資料には、新庁舎は延べ床面積7,100平米、4階建てとあります。あり方委員会では……。

○議長（丹羽豊次君） 富田議員、的確にお願いします。

○11番（富田栄次君） ちょっとお聞きください。4階建てとあります。あり方委員会での副町長等が入っておられるところでは、アミの建物を利用する案が出ていて、あれは2階建てなんです。これは予算においても、何においても180度違うわけですけれども、これを仮に利用する場合があるような話が出ていますが、もしこれを壊すとしたときの費用は誰が持ちますか。地権者が持ちますか、それとも買い取った町行政が持つのか。これでかなり負担が違います。といいますのは、先ほどの予算にかかわってくるわけです。ですから、きちっとお答えください。最初の予算にかかわってくることです。

それと3つ目、公共施設を今後集約する方向であれば、A地区においては新庁舎と文化会館だけでいっぱい、これ以上の集約は無理と思われれます。限度と思われれます。これはよいとしまして、移転候補地の評価については、D地区、垂井警察署付近は、以前ショッピングセンター、カインズを中心に、テナント、ホームセンター、ドラッグストア、温泉施設等の大規模、大型商業施設が許可申請をしようとしたところであります。取り下げられたわけです、理由はわかりませんが。スマートインターチェンジもできる、今後発展が期待されるのがこのD地区であります。

また、5つ目に、今回、防災利用に計画決定を急がれますが、同じような調整区域、農地で事業計画が早く進んだ例が身近にあるわけです。D地区は調整区域、農地ということで評価対象外、不可とされましたが、例えば都市計画の見直しとか地区計画によれば可能となる。現に同じように調整区域、農地の栗原土地改良事業の計画区域内では今行われています、申請許可

がおりる前に、昨年11月5日、未来工業が垂井に新工場と新聞掲載がなされたのは皆さん御存じだと思います。昨年の11月5日です。そして、ことし5月に県が協議に始まり、いろいろ経緯を経てことしの9月に地区計画が決定、もうこれでおおりるわけです。法が後からついてきています。これは早くこのように進むところもある。公表から決定まで1年にも満たない、こんな例が今身近にあるのです。

今回の役場の資料提供には、不自然さが残るじゃないかという声があるわけですが、振り返ると、私はA地区からD地区までのどこが候補地がよいということは申し上げているわけではありません。公平・平等に扱われるのが当然ではないかということで、もとに戻ります。

質問は先ほど提出しているところでありますから、今私が申し上げたことをよく加味していただきまして、よろしくをお願いします。

これにつきましては、先ほど安倍総理じゃないですけど、側でいろいろと投げかけられますので、町長と申し上げたいところですが、副町長にお願いいたします。委員として出ておられますので、副町長に御答弁をお願いいたします。

大きく第2点目、エコドームの場所選定は失策だったのではないか。

平成24年12月1日、エコドーム竣工記念式典があり、私も出席をしましたが、できてやがて3年目を迎えます。ゴミ袋の有料化を行ったときは大きくゴミが減量しましたが、その後、平成26年以降横ばい、もしくはふえています。

そこで、以下お尋ねをいたします。

第1点目、エコドームにより、どれほどゴミが減量化されましたか。その成果は。

2つ目、エコドーム隣の公園は余り利用されていませんが、どんな公園なのでしょう。

3つ目、エコドームの場所選定は失策だったのではありませんか。エコドームの場所選定は、平成24年12月1日、エコドーム竣工記念式典があり、私も出席をしましたが、できてからやがて3年を迎えます。ゴミ袋の有料化を行ったときは大きく減量しましたが、その後横ばい、もしくはふえています。エコドーム自体の存在、役割自体を否定するものではありませんが、そのときのパンフレットに、今、席のほうに置いてありますけれども、エコドームは資源ごみ回収施設として建設した施設とあります。平成24年12月から平成27年3月までのエコドーム地区利用別利用者の割合は、垂井21.6%、東11.9%、宮代8.9%、表佐4.6%、栗原1.3%、府中25.2%、岩手26.5%となっています。この各地区からエコドームまでの距離と、利用した利用率との関係が非常に顕著にあらわれています。明らかに地域間格差が大きい。地域間不平等ではないか。

私は以前、このエコドームができるときに、距離感が非常に大きな要因になると申し上げたことを覚えております。遠い地区からの利用はやはり少ないのではないかと。やはりそのとおりになったわけで、土地、建物で1億円近い投資を行っています。役場とか文化会館とは異なりまして、エコドームは日常使用する場所であります。建物であります。やはり町民全員にとって近くなる場所、便利になる場所、そういったところを、計画の段階からこの懸念はさ

れていましたが、そのとおりの結果となりました。

そこでお尋ねいたします。エコドームの場所選定は失策ではなかったのでしょうか。これにつきまして、大きく第1点目は副町長に、大きく第2点目の1つ目と2つ目は担当課長に、3つ目は副町長に御答弁をお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員からは、副町長の御指名でございましたが、町の方針を示す意味もございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、庁舎の移転に関してでございますけれども、先ほどD地区云々という話がございましたが、あくまで検討委員会での協議内容の中での話で、最終的にこの論議につきましては、議員の方々もほとんど傍聴においでになっておったというふうに向っております。富田議員は残念ながら御出席ではなかったというふうに聞いておりますけれども、大半の議員の方がその論議の行く末を全て把握された上での委員会でありました。全てやはり公平に行われたということで、その資料が誰がつくったというよりも、その資料に基づいて、かなり公平なというか、いろんな思いの意見をいただいたところでございます。その結果として、先日、この後述をまずけれども、中間報告が委員長からされたところでございます。

そのことにおいて、今回の質問におきましては、費用のことがいろいろと述べられておりますけれども、私のほうからは、今回のその中間報告に関する移転候補地の評価結果についての見解について述べたいと思っております。また、エコドームの選定につきましても、エコドームの内容等は担当から説明はさせますけれども、選定場所の失策ではないかということについてのお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目、庁舎の建てかえをする中間報告に対する評価について述べたいと思っております。

庁舎のあり方につきましては、昨年11月に垂井町庁舎あり方検討委員会を立ち上げ、岐阜大学の出村准教授を委員長に16名の委員により、老朽化した庁舎の建てかえや移転候補地などについて、これまで5回にわたり活発な論議が進められてまいりました。このことは、傍聴された議員の皆さんもよく御存じかというふうに思います。

この9月7日には、出村委員長から私に対して、庁舎の移転候補地などを取りまとめた中間報告書の提出がありました。その検討プロセスについて説明をいただいたところでございます。町といたしましては、この中間報告を受け、一昨日の14日に垂井町経営統合会議を開き、これまでの庁舎のあり方検討委員会で議論されてきた内容を踏まえ、町としての方向性を審議したところでございます。

現在、審議結果に基づき、事務局において垂井町新庁舎基本構想策定に係る中間報告書の取りまとめを行っておりますが、この中間報告書につきましては、あすの17日の全員協議会において詳細を議員の皆様へ御報告するところでございますが、今回富田議員から庁舎に関する御質問をいただいておりますが、大変申しわけございませんが、先にこの御質問に対して答える

という形で中間報告書の中に一部触れさせていただきたいというふうに思います。

この移転候補地の評価結果についての見解でございますが、庁舎のあり方委員会の決定につきましては、既に新聞報道でもう御存じかと思いますが、この移転候補地の選定過程におきましては、まず次の5つを選定方針として整理されてきたところでございます。

1点目、町全体から利用しやすく、わかりやすい場所であること。

2点目、災害時に防災拠点として十分に機能できる敷地の確保と、緊急輸送道路からのアクセスしやすい場所であること。

3点目、駐車場の十分な確保を図るほか、駐車場の有効活用や公共交通機関、巡回バスなどでのアクセスのしやすい場所であること。

4点目、日常の用事をまとめて済ますことができるワンストップサービスが実現できる場所であること。

5番目、最後に庁舎の移転により、中心部の活性化を図ることが必要であると整理されております。

この選定方針を踏まえて、次の4つの移転候補地が選定されました。文化会館南側付近、ショッピングプラザアミであります。それから、ユニチカゴルフ垂井跡地、それから、マックスバリュ垂井店北側、これは野田クレーンの現在は資材置き場でございます。4点目に、D地区と言われております垂井警察署東側付近、これは農地、調整区域でございます、の4地区でございます。

さらに、この4つの候補地を評価する上での重要な要素として、次の3つを設定しております。1つには、早期新庁舎整備を図ること。2つ目に、アクセス、利便性を確保すること。3つ目に、建設費用の低減に努めることの3つでございます。

以上の重要な要素を前提に、面積、法規制等、権利状況及びアクセス、周辺環境、防災拠点並びにまちづくり、都市構造上の位置づけの項目について、点数づけをして評価し、その評価結果として文化会館南側付近、ショッピングプラザアミが最も移転候補地として優位であるとの結論をされたところでございます。

町といたしましても、さまざまな論議を経て出されたこの委員会の評価方法に、現庁舎の洗い出しからスタートして、その問題に対応するためのまちづくりの観点、あるいは町民の意向の観点から検討を進められ、論議を積み重ねられた上での判断でありますので、最適で最善な評価方法であると考えております。

このことから、町といたしましても、あり方検討委員会のこれまでの検討経過や評価結果を踏まえ、文化会館南側、ショッピングプラザアミ付近を庁舎移転の優先候補地として、今後新庁舎建設に向けた建設調査を進めてまいりたいと考えております。

今後の主なスケジュールでございますが、今年度中に基本構想の策定を進めてまいります。この基本構想の策定過程では、11月上旬に新庁舎建設懇談会を、12月にはシンポジウム、パブリックコメントを計画し、しっかりと町民の皆様に情報提供をするとともに、意見の集約に努

めてまいりたいと考えております。

来年度以降、基本計画、基本設計、実施設計、建設工事と順次進める計画であります。その過程におきましては、議会と町民への十分な情報提供と説明に進め、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げて答弁とします。

なお、先ほどD地区についてのさまざまな問いかけがございましたが、それら全て検討委員会の協議を経て、最終的に今回の中間報告の答申があったものと思っております。それを受けて、町がこうして判断をしたという結論でございますので、重ねてよろしくお願ひいたします。

2点目、エコドームについてでございます。

第5次総合計画の中で循環型社会を目指すため、行政の役割は、ごみの減量に取り組み、リサイクル社会の構築を目指しますと掲げております。ごみ減量化を推進する上で、平成21年よりごみ袋の有料化に踏み切り、ごみの排出量は減少が見られましたが、この減少効果を維持、継続するために、分別化の徹底やリサイクルの積極的な取り組みを行うために、常設型のリサイクル施設エコドームの建設を計画し、進めてきたところでございます。

このエコドームは、一般家庭から排出されるプラスチック類、紙類、布類、金属及び瓶類の資源ごみを回収することにより、ごみの減量化、資源化をすることを目的とした資源ごみ回収施設で、また環境学習や情報発信の施設として活動しております。

議員御指摘のエコドームの場所選定は失策ではないかということでございますが、場所の選定に当たりましては、町内5カ所の候補地について、電気、上水道等のインフラ状況、交通アクセス、町内立地、隣接住宅、見晴らしといった立地の状況、土地利用、発展性といった観点を総合的に評価し、現在の場所に決定された経緯があり、これも全て議会に諮り、了解を求めてきたところでございます。

周辺に住宅地や集会所が立地しており、新たなインフラ整備の必要性がないこと、土地の形状にも問題もなく、候補地の中で最も面積が大きいこと、北側に関ヶ原バイパスが通っており、アクセス、利便性がいいこと、面積が大きいことから、資源回収施設のストックヤード、あるいは管理室や学習室、駐車スペース、イベントスペースをしっかりと確保するのに適しており、将来環境に関する施設が展開できるスペースがあり、エコパークと位置づけることができることから決定理由といたしたところでございます。

また、住民の方の利用については、エコドームが垂井町の北部に位置しており、栗原や表佐の南部の地域の方の利用が少ないといった状況にあり、課題としておりますけれども、クリーンセンター敷地内に設置したエコステーションの利用や集団資源回収の推奨、または励行をお願いし、一層のごみ分別や資源化によるごみの減量に取り組んでいきたいと考えております。

敷地の選定に当たっては、100%全ての条件を満たしていないからといって、それが失策であるということにはつながらないと思っております。今後もエコドーム、エコパークを一つの拠点と位置づけ、垂井町が目指す循環型社会の構築に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、

よろしく御理解を賜るようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 富田議員の通告でございます1点目から5点目までの内容につきまして、私のほうから御回答申し上げたいと思います。

まず、庁舎移転先の決定の中からの1点目の建てかえをする場合の新庁舎の総工費の上限についてと、それから3点目でございます後段の新築費の上限について、幾らかとといった問いでございしますが、いずれも関係がございしますので、あわせて御回答を申し上げたいと思います。

27億円という試算の額につきまして問われておるわけでございますが、これにつきましては平成25年度に実施いたしました垂井町公共施設改修費用調査業務の中で、庁舎を耐震改修した場合と、それから建てかえをした場合の概算費用を調査業務の委託の際に算出をいたしましたものでございます。その折の具体的な概算費用でございますが、少し述べたいと思いますが、現在の敷地の中で建てかえをした場合として、敷地面積を5,200平方メートル、延べ床面積といたしまして6,500平方メートルの4階建てを想定した費用で、約27億2,000万円と提供したところでございます。そしてまた一方、別の場所で移転して建てかえした場合の額として、敷地面積1万平方メートル、それから延べ床面積7,100平方メートル、同様に同じく4階建ての想定で約27億9,000万円の概算費用を算出したところでございます。

なお、この費用につきましては、議員も申されておりますように、昨年9月に議会へ報告もいたしておりまして、また第2回目の庁舎のあり方検討委員会での資料として、あくまでもその時点における検討材料として提供させていただいたものでございます。

今回、庁舎の整備方針といたしまして、庁舎のあり方検討委員会におきましては、既に新聞でも御案内のとおり、先ほど来、町長も申しておりますとおり、庁舎は現在の庁舎を耐震改修するのではなく、移転、建てかえといたし、その移転先につきましては、文化会館南側付近を優先候補地とする方向性が示されたところでございます。

その移転候補地の敷地内には、御存じのとおり既存の建物がございまして、この建物を有効に活用することができるのであれば、新築に比べまして、約3割程度の費用低減が見込まれているところでもございます。それがためにも、まずはこの既存建物を活用することが可能であるのかどうかを検証することが、現時点におけます最優先の課題であると、そのように考えております。その上で、現在の建設物価に基づいた概算費用を算出したし、新築した場合と、それから既存建物を活用した場合の費用を今後比較検討することが重要であると、そのように考えております。

また、庁舎のあり方検討委員会からは、あわせて敷地、出入り口の交通を円滑にするための道路整備を検討する必要があると、移転に当たっての課題として整理されております。このことにつきましても、交通解析調査等しっかり対応する中で、重要な案件でございますので、以上のことからして、現時点の新庁舎の総工費の上限を申し上げることはできませんが、この移

転候補地は、費用低減の観点からも既存建物活用を前提といたして、その有効性が最も高いと評価とされた候補地でもございますので、しっかりと調査をしてみたいと。そしてまた、建設費用の低減にも努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

それからまた、あわせて庁舎のあり方検討委員会におきましても、引き続き移転、建てかえに必要な概算事業費と、それから事業手法についても検討を進められることとなっておりますので、その議論についてもしっかりと注視をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の27億円の財源の内訳についてお尋ねでございますが、費用の低減を図ることを前提といたし、先ほど来述べていただいておりますが、毎年度積み立てをお願いしております庁舎建設基金を有効に活用するとともに、各種補助金を調査・研究する中で適正な財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、これについてもよろしくお願いいたします。

それから、3つ目の土地取得費の上限についてのお尋ねでございますが、庁舎の移転候補地につきましては、御案内のとおり民地であり、所有者が当然お見えになられます。今後の建設スケジュールの中で所有者の方とさまざまな交渉をさせていただくことになるわけでございますけれども、この場での答弁につきましては差し控えさせていただきたいと思っております。ただし、用地の購入関係につきましては、当然ながら不動産鑑定等を行いながら、適正な価格での取得に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

それから、4つ目の跡地利用時の上限についてのお尋ねでございます。あわせて利用は移転と同時に進めるべきであるといったお尋ねでございますが、庁舎のあり方検討委員会におきましても、庁舎の建てかえ場所の検討をする中で、現在の役場がその地でこれまで果たしてきた役割とか、それから歴史についての議論が出てまいりました。その議論を踏まえまして、庁舎が移転することによるこの地域のデメリットにしっかりと対応いたし、デメリットがメリットとなるべく、跡地の有効利用の検討を新庁舎の検討と両輪で進めるべきであると、そのように提案もされておるところでございます。

あわせて、跡地の活用を検討するためには、まだ仮称の段階でございますけれども、垂井町役場跡地活用検討委員会なるものを組織いたしまして、地元関係者等の積極的、主体的な参画のもと、中心部のまちづくりと一体的な計画を立案し、実行していくことが必要であると提案されているところでもございます。垂井町といたしましても、役場がこれまでこの地で果たしてきた役割について、しっかりと認識し、受けとめ、検討委員会からの提案も含めまして、跡地活用の検討に取り組んでまいり所存でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、あわせて跡地利用費の上限についてでございますが、今後検討されます跡地活用の方角性に基づきまして、庁舎と同様に費用低減の観点からしっかりと検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

それから、5つ目の公共施設を集約する方向か、分散する方向かの観点からの御質問ござ

いますが、庁舎のあり方検討委員会では、今後、新庁舎に必要な機能を整備いたし、それから新庁舎の施設内容、施設規模等を検討することとしております。具体的な新庁舎に集約する機能につきましては、来年度策定予定の基本計画での検討になるわけですが、新庁舎にどのような機能を集約するかにつきましては、全体のまちづくりにとっても非常に重要な検討課題であると認識しております。

したがいまして、さきに広瀬議員からも御質問をいただきましたが、来年度策定予定の公共施設等総合管理計画とあわせまして、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、あわせて御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 富田議員の2つ目のエコドームの場所選定は失策だったのではについて、3点の御質問がございました。私からは1点目と2点目についてお答えさせていただきます。

議員御質問の1点目の、エコドームによりどれほどごみが減量化されましたか、その成果はでございます。

開所した平成24年12月から平成27年3月までの利用状況の実績は、稼働日数が713日、利用者数は延べ7万9,705人、1日当たりの利用者は平均112人、総回収量は約614トン、1日当たりの回収量は平均861キログラムとなっております。

平成24年度の4カ月の実績が72トン、平成25年度の実績が253トン、平成26年度の実績が289トンでございました。その内訳は、紙類が400トンで65.3%、布類が58トンで9.4%、金属類が30トンで4.8%、使用済み小型家電が23トンで3.8%でございます。これらがごみの分別による資源ごみとしてエコドームに持ち込まれ、ごみの減量化が図られております。

次に、2点目の多目的広場について、余り利用されていませんが、どんな公園ですかという御質問でございます。

多目的広場は、面積が3,034.5平方メートルでございまして、平成25年度に整備し、芝の養生により平成26年5月から供用開始をしております。ここでは公園としての利用、またフリーマーケットや環境を目的としたエコパーク直営のイベントに加え、希望者が随時利用できるイベントスペースとして、広く住民の方に使用していただくことを目的としております。

現在の多目的広場の状況でございますが、芝生は種からの養生であり、なかなか横に広がらない状態で、今も様子を見ております。また、広場の土壌も一部雨水に流された部分もございます。芝の根の育成とともに固まってきた状態であり、様子を見て補修をしております。住民の皆様には大変使いにくい状態もあり、御迷惑をおかけしておりますことにおわびを申し上げます。

こういったコンディションであり、広く住民の方に利用していただくためには、芝生等の整

備や管理はもちろんでございますが、イベントなどを開催し、利用していただける環境をつかっていきたいと考えております。

10月には環境フェアを開催し、多目的広場はガレージセールなどに利用する予定でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。再質問は簡潔に。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 簡潔にということですが、御答弁をいただいていないところがあるんですが、財源の内訳について、やはり適正な財源ということだけで、何ら内訳については答えられていません。議長さん、そのあたりはどのように、もうこのままで終われということでしょうか。

それと、なぜかといいますと、この文化会館が以前できたときに、たしかかなり建設費がかかったということで財政力が落ちて、非常に町民の間に不安な声が聞かれた。ですから、形を変えますが、財源の内訳をわからずして本当はどのように計画を進められるのかと思うんですが、それはそれとして、この計画を実施した場合の今後の財政の見通しについてお答えください。できたら、財源の内訳もお答えください。

それともう1つですが、先ほど町長さんおっしゃったんですが、どんなことを計画する場合も、町長さんも材木屋、私も材木屋でしたけれども、おうちを建てる場合に、土地がどんだけ、建物がどんだけをわからずしてデザインだけ進めるというような形はまずないんだろうと思うんですが、それはこれ以上答弁してもだめだろうだとは思いますが、1点、私は通告で副町長さんをお願いしたんですが、町長さん、それよりも上の方だから全部お答えになったということになるかもしれないんですが、このケースは私も珍しいんですけども、もう1回だけお尋ねします。

1点に絞りますけど、先ほど言いました、要するに評価対象外、不可という資料が出ましたが、委員会は委員長さんも一生懸命、本当に粛々とやっています。委員の方も本当に激論に激論で、本当に頭が下がる思いです。何ら依存はございません。その中でいろんな意見ができて、多少適正でないような意見が出て、適正でない資料ができて私も申し上げるつもりはないんです。この1点なんです。この1点を副町長は知らずして提出されたのか、御存じだったのか、それをお尋ねしたい。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 富田議員の庁舎の候補地の選定につきまして、D地区の評価の仕方につきまして、やや不備があったのかというような内容の御質問だと私は理解しておるわけですが、私も副町長という立場であって、その委員会に委員として参加をさせていただ

たしておりました。当初4回目の委員会の中では、そのD地区の評価につきましては市街化調整区域といったことの観点がございまして、評価につきましてはバーコードで示しておったということにつきましては、富田議員も十分に認識しておっていただけるということと存じております。

そして、その中で委員の皆さんから御意見として出てきたのは、D地区も切実に評価すべきではないかというところで、当時委員長、今も委員長でございますけれども、委員長のもとに、それぞれ皆さんと一緒に評価をしたところがございます。そして、その評価をさらに精度を高めるために、次回までにしっかりともう一度評価をし直すということで、それは事務局のほうに投げかけられた質問でございました。

それで、5回目につきましては、A地区からD地区まで全て公正・公平に評価をした結果、やはりD地区につきましては候補地に至る内容の評価ではなかったというようなことでA地区になったわけがございます。したがって、そういったことでA地区にしたわけございまして、何らD地区を無視してやった覚えもございませんし、先ほど来聞いておりますと、何かしら私が不要にA地区にするようなことで議員はおっしゃられておりますけど、一切ございませんので、よろしく御理解をしていただきたいと存じます。非常に公正・公平な委員会の内容だったというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 今、永澤副町長を指名しての質問でございましたけれども、今回議員から質問がありました移転候補地の評価結果についての見解を求められる中に、先ほど申しましたように町としての方針を示したところがございます。その方針を示す立場の者が副町長でいいのかということがあります。私はそういう思いで今回あえて登壇させていただき、質問に答えたいつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、検討委員会の調査結果におきましては、今5回目はまだ出ていないと思ひますけれども、全てホームページ等で公表されておりますし、議論の内容も出ておるところでございます。そういった経緯を踏まえて、4回目で今あったように、D地区がバーコードであったものが、その中で議論を重ねて5回目の検討に入ったというふうに理解しております。その検討委員会の結果を受けて私どもが判断しておることで、永澤副町長、それから片岡課長はあくまで検討委員会では一人の委員ということになります。委員として検討した結果を私どもはあり方検討委員会の結果として、それを町の方針として判断したという流れでございますので、単にその評価がどうであったかどうかというのは、委員会の中での協議になると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

財源のこともおっしゃいました。現在、庁舎の積み立て、庁舎建設基金が9億ほど積み上がっておりますけれども、この基金をもとに、あるいは単独財源を投入することになりますが、当然起債を起すようなことになろうかというふうに思ひます。ただ、このことにおきまして

も、先ほど言いました少しでも建設費用を低減していくための方策をこれから練っていくところでございますので、また額が確定しているわけではありませんが、何とかこの金額、基金と、それから一般財源の持ち出しの中でおさまるような形で済ませていきたいというふうに思っております。

それと、土地が幾ら、建物に幾らとわからなくてやるのかということでございますが、先ほど申しましたように、今後、土地の鑑定評価でありますとか、建物の耐震性能等の調査をしていかなければ評価ができないところもございますので、そういった部分に着手をして、これから検討していくという形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。再々質問になりますので、簡潔に。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 副町長さんの御答弁は誤解だと思います。私はAともDとも、何もそれを言っているわけではありませんので、それをまた町長さんにAどうのこうの、そんな推測はしておりません。そんなことを尋ねているんじゃないんです。4回目の資料に庁舎の建設は市街化調整区域における開発行為としては認められない、バツと、これは主観とか何かじゃないんです。普通の一般、民間の委員の方がわからずに、ああ、開発行為、庁舎は無理だろうと言われるについては何にも言わないんですよ、そんなことは。委員の人のどんな方が言われても。役場で代表される方が、これが開発行為がバツとなっているんですよ。そして、不可となっているんです。それならそれで、じゃあ5回目もこれでいかれたらいいんじゃないですか。ちょっと変わっているじゃないですか。

それはそれとしまして、その5回目は、ちょっと聞いてください、もう簡単に終わりますから。ちょっと私も冷静になります。やじを言われるとちょっと感情的になってきますので、ちょっと落ちつきます。

町長さんにもお尋ねするんですが、何か理解されていないんじゃないですか。法的に開発行為として認められるか、認められないかということはないと言われているんですよ、不可と。それが後で、いろんな協議でこれがまたぶり返していろんなことになることなんて、そんなことはどちらでも言っていないです。そうやって流れていけば流れていくんですが、このときに出された資料というものが間違っているんじゃないですかと。それを御存じであったんじゃないんですかと言っただけ。そのときに役場の代表というのが何も入っておらなければ、それはそのまま委員会の方でいろんな方でいろんな資料を持ち寄ってできたんならやむを得ないと思うんですが、これは誰が見ても気づくはずなんです。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） あり方検討委員会においては、公平・公正に議論が進められてきたものというふうに思っております。4回目においてそういった資料が出たときに、当然に反対意見がたくさん出た中でそういった訂正が行われた経緯があると思います。すべからく、討論され

てきた結果において我々が今判断しておるところでございますので、その途中途中を捉えて、検討の途中を捉えて、これがどうだという話ではなく、バツとか云々、それも踏まえて、最終的に検討委員会の方々は判断されたものと私どもは理解しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（丹羽豊次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして大きく2点にわたって質問させていただきます。

まず1点目、道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上についてお尋ねいたします。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習受講を義務づける改正道路交通法が本年6月1日に施行されました。自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを契機に社会全体で自転車マナー等の向上を推進していくことが重要です。

平成26年の自転車乗用中の交通事故件数は10万9,269件、平成22年度以降減少傾向にあるものの、交通事故件数に占める割合は19.0%といまだに2割程度で推移しています。また、自転車事故による死者数は540人で依然として多く、悪質な運転への対策が求められています。

今回の改正法では、そうした危険運転14項目で3年以内に2回以上検挙された14歳以上の運転者に自動車と同じような安全講習を受講、3時間、講習料が5,700円を義務化し、この講習を受けないと5万円以下の罰金が科せられることになっています。安全運転義務違反には、携帯での電話、スマホをいじりながらの運転、ヘッドホンやイヤホンの着用、片手で傘を差しながらの運転などが含まれます。

現在、各地域の警察を中心に改正法の周知に努めていますが、いまだ具体的な内容を知らない住民が多いのが実態です。地元警察と協力し、ウェブサイトやチラシ、PRイベント等を利用した周知の徹底をお願いするとともに、各地区での講習会の開催状況をお尋ねいたします。

また、今回の法改正で14歳以上が対象となっておりますが、小・中学校での自転車講習についての現状を伺います。

突然飛び出してくる子供の自転車にひやりとした経験のある方は、私だけではないと思います。自転車対車の事故では、圧倒的に車に非があるとみなされます。しかし、今回の質問事項は、悪質自転車に安全講習の義務がテーマです。

ここで、新聞の記事を紹介させていただきます。

母親に賠償責任。事故は平成20年9月22日午後6時20分ごろ、神戸市北区の住宅街の坂道で起きた。当時小学校5年生だった少年15歳が乗った自転車と歩行者との追突事故をめぐる損害賠償訴訟で、神戸地裁は少年の母親40歳に約9,500万円という高額賠償を命じました。5年近く前に被害に遭った女性67歳は、事故の影響で今も寝たきりで意識が戻らない状態が続いているだけに、専門家は高額賠償は妥当と評価する。ただ、子供を持つ親にとって、1億円近い賠償を命じた今回の判決は驚愕でもあり、注目を集める。9,500万円の内訳はどうなっているの

か。一方で、保険加入義務がない自転車の事故をめぐっては高額な賠償命令が出されるケースも多く、自己破産になる例も少なくないという。こうした中、自転車の保険制度拡充を目指した動きも出始めているとありました。

子供を被害者にも、また加害者にもしてはいけません。そのためにも徹底した指導が必要だと思います。

愛知県の豊川工業高校では、この学校は生徒の80%が自転車通学で、1年生の入学時に自転車の運転の実施と試験を行い、その結果で運転免許証を発行しているそうです。最初に正しい基本が身につくことで、教わったことはしっかり覚えているものです。自転車でも加害者になる怖さを踏まえ、基本のマナー講習を充実させて免許証発行の考えはどうか、見解を伺います。

続いて2点目、若者の活躍推進についてお伺いいたします。

先ほど午前中に、同僚議員より同じ質問がございましたが、私なりの視点で質問させていただきたいと思います。

本年6月17日、国会において選挙権年齢を18歳以上とする改正公職選挙法が成立した件についてです。今回の改正を受けて、来年夏の参議院選挙から18歳以上の人が投票できるようになりました。日本の選挙権年齢が変更されるのは、1945年に25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女になって以来、70年ぶりとなり、まさに歴史的な法改正となりました。

今の日本では、年齢とともに選挙の投票率が高くなり、60歳から70代の投票率が約7割であるのに対して、20代の投票率は約3割というのが現状です。しかも、少子化の影響で青年層よりも高齢者の人口が多いため、高齢者の意見のほうが政治に反映され、若者の意見が取り上げられにくいという状況が指摘されています。

今回の選挙権年齢の引き下げで約240万人の有権者がふえます。有権者全体に占める割合でいえば約2%にすぎませんが、これが一つのきっかけとなり、青年層が政治に関心を持ち、投票率が上昇することが期待されます。

国会図書館が昨年2月、198カ国・地域を対象に行った調査によると、18歳選挙権を導入する国は8割以上を占めています。経済協力開発機構に加盟する34カ国のうち、18歳選挙権を導入していないのは日本と、19歳選挙権の韓国だけとのことです。

18歳以上となれば、高校生の一部も有権者です。今月には文科省が選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配付する予定と伺います。また、教育基本法では、第14条で政治教育について規定しており、第1項が政治的教養、第2項が政治的中立についてです。このたびの18歳選挙権の実現で、国や地域の問題を主体的に考え、行動するようになる主権者教育が中立性を保ちながら実施され、若者の政治への関心が高まることが期待されております。

それではお尋ねいたします。

1点目、垂井町の新有権者は何名ぐらいになるのか伺います。

2点目、大学生は住民票を移動していないケースが多く、問題があると考えますが、その仕組みを熟知して投票するには、親子ともども意識を高く持たなければなりません。事前の意識調査などの取り組みも重要と考えますが、見解を伺います。

3点目、18歳選挙権成立に伴い、一層の町民、新有権者に対する啓発、周知が必要と考えます。明年に向け、どのようなお考えをお持ちなのか伺います。

放送大学副学長の宮本みち子氏は、「18歳選挙権実現を機に、子供の学ぶ意欲や生きる力を引き出す教育を」と題し、このように述べておられます。「若い皆さんにお伝えしたいことがあります。日本の未来は皆さんの政治参加への意欲と、みずから持つ1票にかかっています。今、日本は先行き不透明な時代ですが、それはある意味で全く違った発想によって社会全体をつくり直すチャンスです。皆さんには、工業化時代につくられた旧来の秩序を乗り越える新たな社会的枠組みをつくってもらいたい。今回の18歳選挙権の導入がその大きな一歩になることを願ってやみません」と。ぜひこの機会に、これからの垂井町の未来をつくる若い皆さんと御協議をしていただき、若者が生き生きと活躍できる環境をつくっていただきたいことを望んで質問とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 中村議員の1番目の質問、道路交通法改正に伴います自転車マナー等の向上についてのうち、その中で各地区での講習会の開催状況についてお答えをさせていただきますと思います。

本年6月1日に自転車運転によります交通事故防止のための道路交通法が改正されまして、信号無視、酒酔い運転、携帯電話などの使用をしながらの運転など、一定の危険な違反行為をした場合、2回以上ですけれども、14歳以上の自転車運転者は公安委員会から3カ月以内の指定された期間内に安全講習会への講習が命ぜられることとなりました。自転車の法令違反は、周囲の自動車や歩行者に迷惑をかけるだけではなく、自転車運転者自身、本人自身の生命にもかかわる大変危険な行為であり、今回の改正にあわせ、今まで以上に交通ルールを守るよう心がけたいものだと思っております。

さて、昨年度、垂井町内での人身事故の件数は61件、そのうち自転車によります事故件数は9件となっております。また、本年8月末現在では、人身事故は33件、そのうち自転車によります事故件数は3件となっており、人身事故件数に占める自転車事故件数の割合が14.8%から今回は9.1%減っているということで、地域、学校での交通安全指導の成果があらわれているのではないかなということが言えます。

町でも、これらの交通安全の啓発を行うとともに、法律改正の周知、安全運転の呼びかけを行うため、今年度から岐阜県交通安全対策協議会が作成しますリーフレット、これは今回、秋なんですけれども、これは年4回発行するというので、これにつきまして全自治会内の回覧ということでございますけれども、行っていきます。また、各地域の講習会は現在では行って

おりません。毎月1日、15日に各地区においても街頭指導が行われているところでございます。また、本年も9月21日から30日までの間に実施されます秋の全国交通安全運動にあわせまして、この9月27日の日曜日でございますけれども、文化会館におきまして不破地区交通安全協会垂井連絡協議会、並びに垂井警察署におきます垂井町の法令講習会が開催される予定になっております。毎年約400の方が参加されまして、町ぐるみで交通事故防止に取り組んでまいりたいというところでございます。今後も交通事故のない町を目指し、交通安全のマナー向上に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 中村議員の第1点目の道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上についてのうち、小・中学校での自転車講習と免許証の発行につきましてお答えさせていただきます。

児童・生徒が自転車による交通事故の被害者にも加害者にもならないように安全教育を行うことは大変重要であるものと認識しております。町内の小学校では、交通安全教室を実施し、交通ルールの理解や自転車の安全な運転の仕方などについて指導しております。中学校においても学級活動等の時間を使って指導し、さらに毎日の自転車通学や部活動での自転車利用の際など、折に触れて自転車の安全な運転の仕方を指導しております。特に本年度は、6月に道路交通法の改正が行われたことから、その内容を示したパンフレットを全ての児童・生徒に配付し、交通ルールの遵守と自転車において事故の加害者にならないよう運転マナーの向上に向けた指導を強化しております。

次に、自転車の運転免許証の発行につきましては、自転車でも加害者になる怖さを児童・生徒に理解させ、自転車の安全ドライバーとして意識を向上させるための有効な手だての一つとして考えております。しかしながら、町内の中学校では自転車で通学する者は少なく、多くが徒歩通学をしております。運転免許証を発行しても、そこに明記された約束の履行状況を把握することが難しく、十分な効果を上げることは難しいと考えます。

教育委員会では、これまで家庭や地域と協力して児童・生徒の交通安全指導を行ってまいりました。例えば、垂井町地域ぐるみの道路教育推進では、「本人が手本を示そう、社会や交通のルール」を合い言葉に取り組んでまいりました。こういった家庭や地域との協力体制を強化し、児童・生徒を自転車の事故の加害者にしないよう、自転車運転のマナーの向上に向け、さらに指導を行っていきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 中村議員の2点目の若者の活躍の推進についてから御回答申し上げたいと思います。3点御質問だったと思いますので、順番に御回答申し上げたいと思います。

まず1点目でございます。新有権者の人数についてのお尋ねでございますが、27年の9月現在の17歳の世代につきましては282人、それから18歳の世代につきましては289名となっております。来年度の選挙権年齢の引き下げによる新たな有権者数といたしましては、ほぼ同数を見込んでおるような次第でございます。

また、その占める割合について申しますと、直近9月の選挙人名簿登録者数2万2,282人でございますが、対します率で申しますと約2.6%の増となるところでございます。占める割合につきましては、議員も問いの中でおっしゃっていただいておりますが、国の全体の値とほぼ同様な比率になっておるんじゃないかと、そんなような記憶でございます。よろしく願いいたします。

それから、2点目の住民票を移動していない大学生の扱いの関係でございますが、居住実態にあわせて住民票を移動していただく必要がございます。議員が申されますとおり、制度を熟知していただく必要がある中、引き続き制度の周知に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、意識調査についてお尋ねでございますが、公益財団法人の明るい選挙推進協会が過日、18歳選挙権認知度調査を6月に実施いたしております。調査対象は全国の中学生を含まない15歳から24歳までの男女3,000人でございますが、そうした結果、動向も参考にしながら検討を加えていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

最後の3点目の啓発、周知に関しましては、冒頭、午前中でも乾議員に対します回答同様、国によります高校生向けの副教材、あるいは教師指導用のテキストの配付にあわせまして、選挙資材の貸し出しや出前講座の周知を図っていく中で、垂井町教育委員会、そしてまた岐阜県の選挙管理委員会などとも十分連携を図りながら、よりよい政治参加のあり方に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私のほうの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時03分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 栗 田 利 朗

会議録署名議員 太 田 佳 祐